

# 1. 平成25年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成25年3月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	健康福祉部長	布 田 孝 文
農林水産部長	野 田 秀 幸	商工観光部長	蓑 島 由 実
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環境水道部長	木 下 好 弘
教 育 次 長	常 平 毅	会計管理者	山 下 正 則
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事務局長	猪 島 敦
国保白鳥病院 事務局長	日 置 良 一	郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池 場 康 晴	議会事務局 議会総務課長	丸 井 秀 樹
議会事務局 議会総務課長 補 佐	河 合 保 隆		

### ◎開議の宣言

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員各位には、連日の出務、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、10番 古川文雄君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

なお、本日は私たち郡上市の将来を託する、あるいは、担ってくれる北濃小学校6年生15名の皆さんの傍聴を許可しておりますので、よろしく願いをいたします。御苦労さまです。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には13番 武藤忠樹君、14番 尾村忠雄君を指名いたします。

---

### ◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いいたします。

---

### ◇ 野 田 龍 雄 君

○議長（清水敏夫君） それでは、6番 野田龍雄君の質問を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） おはようございます。日本共産党の野田龍雄でございます。きょうはトップバッターを務めさせていただきます。

初めに、一般質問の前に、国政の重大問題について一言触れたいと思います。

総選挙の結果は、自公政権が4割の得票で8割の議席を得るという結果になりました。安倍政権の予算案が提出され、その中で、消費税の増税、原発再稼働、TPPに参加等が大きな政治課題となっております。消費税増税やTPPへの参加、原発再稼働については、到底賛同できないという国民の声も大きく、この声に応えることが地方の政治にとっても大きな意味があると考えます。何よりも消費税の増税の強行と、憲法を変え米軍と共同して戦争できる国にしようとしている動きは

食いとめなければならぬと決意をしております。

さて、質問に入りますが、初めは、いじめ問題で教育長の見解を伺うつもりでしたけれども、昨日の同僚議員の質問がありましたので、これは時間の関係もあって最後に回させていただきますので、まことに申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

それでは、初めは、その2のところにあります福祉の充実について伺います。

福祉政策については、今年度、郡上市は高校生までの医療費無料化の実施とか、がんばれ子育て応援事業や、あるいは、奨学資金への助成等の施策に対し、大変意義あるものということで評価をいたしております。

一方で、国の政策により福祉の後退が出ているのではないかと心配な面もあります。その点で、介護保険の改定以後の動きについて御質問をいたします。

介護保険の改定でサービスの低下、施設の経営困難は出ていないでしょうか。介護報酬が改定され実質的には縮減をされている、引き下げられている。また、訪問介護の時間も削減され、同時に、改定内容の周知の不徹底もあり、今年度の介護事業の準備不足や戸惑いなどが報告されております。

これは全日本民主医療機関連合会の常任理事の林さんという方のレポートですけども、大変困難が進んでおるといことで詳しく出ております。深刻な生活後退が出ているという報告、例えば、洗濯ができなくなった。買い物ができなくなった。調理時間が不足し副食を減らしたなどの声があり、これらは自立支援に逆行していると指摘をしております。ヘルパーは忙しく、時間が足りない、会話ができない、利用者に何かをやってもらうなどの状況になっているという現場の声も紹介しています。これまでどおりの利用で介護報酬の減額が生じたり、ヘルパーの専門性が否定され、生活援助が家事代行や細切れ介護、駆け足介護などとなっていくことが危惧されています。利用者が十分な介護が受けられなくなり、事業の経営困難が出ているとしたら問題です。この点について、昨年9月議会でしたか、質問をしましたが、そんなに問題はないということでしたけれども、1年間の経過の中、また、新年度の計画案を出される中で、そういった問題について実態はどうかということをお伺いします。

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、ただいま御質問がございました、いわゆる生活援助に関するサービスということでもありますけども、このサービスにつきましては、今お話がありましたように買い物の支援でありますとか、食事の支援でありますとかという比較的身の回りの生活の援助ということでもあります。23年から24年に今お話がありましたように改定がされました。30分以上1時間未満という単位が20分以上45分未満という形になりました。それから、もう一つは1時間以上が45分と。1時間以上という区分が45分以上という2つに大きく分かれたわけですけども、実は、

このサービスの費用を逆の面から見てみますと、30分以上1時間未満の場合は、23年度まではサービス利用費としては2,290円ということで、本人負担は1割ですので229円ということになるんですが、それから、1時間以上が2,910円の一部負担が291円ということになります。

今回の改定で、20分以上45分未満はサービス費用としては1,900円ということで減っております。それから、当然自己負担も減るわけでありまして、45分以上も2,350円ということで減ってございます。細かい数字の比較は、例えばですけれども、今まで30分の利用をされた方は従前は2,290円でしたが、30分ということですと1,900円ということで、本人負担は下がるとということになるかというふうに思っております。それから、1時間以上ということで2,910円でありましたけれども、45分以上は2,350円ですので、いろいろなケアプランをつくる時に48分のケアプランをつくるか、40分のケアプランをつくるということは現実的にはあり得ませんので、おおむね45分以上といいながらも1時間ぐらいのケアプランをつくっていきますので、そういう意味でいいますと、2,910円がサービス費用面でも2,350円ということで少なくなっておるだろうというふうに思っております。

20分以上というのができたのは、仮にそのサービスが20分以内であれば、利用者としても安い方がいいわけですから、そういう区分変換があったというふうに思っております。

それで、郡上市の中では、ホームヘルプサービスをやっている事業所が8事業所ございます。それで、できるだけその関係者の方々を含めて、それから、私どもにあります地域包括支援センターがございますけれども、そういう方々から、例えば今のいろんな御指摘がございましたけれども、そういうことでの苦情といいますか、そういう相談があったかといえば、今のところ郡上市の場合はないということ聞いております。

こういうふうな時間の区分はありますけれども、そのサービスについては、よくアセスメント、それから、ケアプランの中身を考えながら、必要なサービスをやっていくという考え方でやっておりますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 実質的な、これは昨年の答弁と全く同じなんですけれども、介護時間が短くなったために個人負担、利用者負担は減ったけれども、仕事の中身がもう急いでやらんならんとするのは現実あると思いますし、今までは、行ったら話もできたというようなことができなくなったというようなことも聞いておりますので、そういった点で、制度が変わりましたので、そういうふうになりますし、それから、今言った、例えば45分というようなことで、ある程度のこれまでと同じような利用料でやっているんだけど、実際の介護報酬自体は全体では2%ですか、これまで1.2%の加算があったんですが、その分がとられたということで、施設に入るそういう介護者の報

酬は減っておるもんですから、そういった点での経営の困難さは出ておると思うんです。

昨年は秋の段階でしたからまだ途中だと思ったんですけども、この今の段階になって、そういった点での事業者の報酬減の問題は出ていないか、それもちよっとお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） いろんなサービスをやっていただいております事業所は郡上市にもたくさんあるわけでありまして。ただいま御指摘になりました介護報酬の関係で、施設のほうもこれは赤字ですと運営ができないわけでありまして、そういうことに至らんように一生懸命努力をしていただいておりますというふうに聞いておりますけども、一つは稼働率と申しますか、例えば定員が50名のところで、利用していただく方が少ない施設だと大変でありますので、稼働率の向上でありますとか、それから、いろんな加算がございます。例えば、デイサービス等を行っていただいている施設については、運動機能の向上加算でありますとか、それから、老健施設等については口腔機能の管理加算、いろんな事業を広く展開することによって加算でアップする部分があるわけでありまして。ですから、それぞれがそういう形での工夫をされて、現在は至っておるという状況でございます。

ただ、申し上げましたように、国のいろんなこの介護の考え方が、いわゆる在宅介護とか施設介護、大きく分けて考えますと、今はこの介護報酬の中では在宅での介護ということが若干重きがされておるといようなことの中で、特に施設の中でも単体と申しますか、例えば特養だけを持っておるとかという施設は経営的に、御承知のように郡上の偕楽園もそうでございますけども、そういうことでいうと非常に経営的には若干厳しくなっております。ですから、その中で、今、話もしたような加算でありますとか、いろんな稼働率を上げて頑張っておるという状況であります。

ですから、例えば、特養を持ちながら、デイも持ちながら、いろんなことがありますと、ここではちょっと大変やけど、ここで加算で頑張っているということで、こういうふうにならしてまいりますので、今のところ我々のほうとしては、各事業所のほうから、そういうような御相談等も含めてお話は聞いておりませんし、本当に施設そのものが一生懸命頑張っていただいとるというふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

（6番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この国の施策として介護保険そのものを大きく変えていくというような動きの中で、今回1つの動きが出てきたというふうに見ております。

そして、切れ目のない介護と申しますか、今言われたいろんな加算を含めながら実態に合わせてやるということですが、全体としては、国自身も家族介護の重視と申しますか、そっちの方向へ進んでるんだというふうに思います。それはそれとして、私自身も、在宅での介護の充実は大事だと

いうふうに思っておるんですが、どうも、こうやっていると色々な報告を聞きますと、家庭へ追いやるといふような、むしろ家庭の負担がふえているといふようなことを聞きますので、郡上ではあつてはならないなといふように思っているんです。

そういった点で、国の動きについてやはり敏感といいますか、しっかりと対応しながら、郡上独自のいい介護保険制度が充実するようことを求めていきたいと思ひます。

それでは、次の2点目の生活保護制度の問題であります。

これについても見直しの動きが出ています。現行の予算からかなり削減をしていくと。これは例の生活保護をタレントの方のお母さんが受けていたと。そんな必要があるんかと。もっと家族で応援してもらふべきやといふ、その介護たたくともいふような動きが大きく出まして、そういう動きを見直していくと、実際そういう問題はないか点検をするんだといふような動きも出ておるようでございます。

しかし、実際には、生活保護を受けるべき状況の人でも、実際には2割から3割という捕捉率、十分受けていないのが現実であります。

それから、そういう不正な適用といふか、不正なことをしている人は、先日もちょっと新聞報道がありましたけれども、これまでの調査では全体の2%程度という報告も出ております。そういう中で、この生活保護の基準が見直されて厳しくなるということは大変問題であるといふように私は思ひます。

そういうことで、この郡上では、これについて、そういう結果、どういふ問題が出ているのか、あるいは、それに対してどう対処するのか、市としての対応をお聞きしたいと思ひます。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 生活保護の問題について御質問があつたわけですがけれども、お答えを申し上げたいと思ひます。

この生活保護の問題については、ただいま御指摘がありましたように、いろいろと不正受給の問題であるとか、あるいはまた、いわゆる最低賃金制度の問題、あるいは、年金制度の問題、これとの均衡といったようなことも含めて、やはり生活保護のあり方といふようなものは見直す必要があるといふ議論の中で、今見直しが進められているものであります。これは税と福祉制度の一体改革、こういう一環としても今進められているものでありますけれども、今御指摘のありました、この生活保護制度によつて具体的に、例えば生活扶助であるとか、そういったことを1カ月最低限どれくらい保障をしたらいいのかといふようなことは、今議論がされているところであります。

今、私どもがうかがい知ることによるこの見直しの動向からしますと、例えば、その主なものとしては、この生活保護については、例えば名古屋のようなどころと、私ども郡上市のようなどころ

とは、やはりおのずと生活費が違いますので、いろいろ生活保護の基準については、例えば大都市部であるとか、地方都市であるとか、この郡上のような地域であるとかといったところでは、おのずと基準が違います。現在見直しがそういう地域差においてある程度格差を設けていたものについて、果たしてこれが適切であるかどうかといったようなことであるとか、あるいは、その世帯の人員が3人、4人といらっしゃるような場合に、それはその最低基準を、4人暮らしておられるところは、例えば3人、2人のところよりも少しは節約も生活費の上でできるんじゃないかとかといったような、そういう世帯の規模によるスケールメリットというものも家計の上ではあるんじゃないかというような形で、いろいろと見直しがされているところであります。

それで、見直しの案というような形で、厚労省のホームページなどに今載せられている見直しの具体例というような形でいろいろ出ておりますけれども、例えば、現在夫婦と子ども1人と。夫婦が30代と20代で、4歳の子どものを持っている場合というような場合に、例えば、生活扶助は都市部は17万2,000円、子ども郡上市のような場合は13万6,000円と、こういうような基準が現行あるわけですが、それを見直しによって、例えば一定程度下げるといったような見直しがされているわけでありまして。

しかし、こういうのを全体を見ますと、見直しの傾向としては、今まで都市部と町村部との差をやや縮めるといいますか、都市部のほうに見直しの比重がややかかっているといったこと、あるいは、その世帯で複数の構成員があるところにある程度スケールメリットがあるんじゃないかという形で見直しがかかっているということで、比較的郡上のように町村部であって、しかも、単身の生活保護世帯が多いところ、こういったところについては、現行の見直し案では比較的影響が少ない、あるいは、ほとんどその生活保護基準が変わらないといったような見直し案が今示されているというふうに思います。

郡上市の場合、現在、全体で104世帯が生活保護対象になっておりますけれども、そのうちの82世帯、ほぼ8割は単身でございます。したがって、82世帯イコール82人でございますけれども、70歳代以上、あるいは60歳代、あるいは44から59歳といったような年代層の単身の方が非常に多ございまして、ほとんど現在の見直しでその基準額は変わらないといったような状態になっているというふうに思います。

この見直しの動向は今後見てまいりたいと思いますが、いずれにしても、この生活保護は、私ども郡上市が国から受託をしている法定受託事務でありますので、そうした国の見直しに即しながら生活保護を適切にやっていきたいというふうに思っております。財源も国から4分の3参ります。4分の1を市が負担していると、こういうことでございます。いずれにしろ、動向を注視していきたいというふうに思います。

(6番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 今言われましたように、この最低生活保護の基準というのは、そのほかの例えば課税最低限とか、保険料の減免制度とか、就学援助制度等にも連動しますし、最低賃金にも関係をしてきます。そういった意味で非常に大事な指標になるというように私は思っておりますが、今言われたように、都会と田舎の違いがあります。そういうことで、あんまり影響はないんだというように黙って見とることはできない面があると思っております。

特に、昨年あたりから孤独死であったということの報道が幾つもなされております。その中で、生活保護に何度も相談に行ったけれども、受け付けてもらえなかったと。兄弟に頼め、どこへ行ったかわからん長男に頼めというような話で、とうとう餓死をして、子どもさんを置いたまま亡くなったお母さんもあります。

そういうことは非常に、ここにあるだけでも随分たくさん出とるんですが、こういうことがあつてはいけないということを思いますので、単なる今度の改悪で下がるということだけではなしに、手続上も十分困った人の声に伝えていくと。何らかのその方が立ち直っていけるような方向を市として与えていくということが、伝えていくということが大事だということに思いますので、そういった点での取り組みについてもぜひ努力をしていただきたいし、現状やってみえるということも私はある程度は理解しておるつもりでおります。そういった点についても一言、今のそういう相談に対してどのように取り組むのだということをお話ししていただくと、ありがたいと思いますし、相談する方も、なかなかその相談によ来ないという声もありますので、この機会に一言そういう努力の様子をお話しいただきたいと思っております。これは部長さんで結構でございますので、お願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 布田孝文君。

○健康福祉部長（布田孝文君） 郡上市の生活保護に関する事業の取り組みでありますけれども、人数的には、御承知のように、たしか80人に1人ぐらいがそういう職員を置かないかんということで、名古屋市なんか少ないという報道がありますけれども、郡上市の場合は、今、市長からも話がありましたように、100から110世帯、動きますので、ですが、職員のほうは2.5人分を充てております。

それから、さらに就労の支援ということが大事でありますもんですから、昨年度から就労支援の方を嘱託でお願いをいたしまして、いわゆる郡上市内、また、郡上市外でも働くところについてのアドバイスをさせていただいております。大変厳しい時代でありますので、なかなか簡単に就職ということではできませんけれども、しかしながら、それは一つの希望といいますか、単に生活保護を受けて生活をするだけじゃなくて、やっぱり働いていくことが大事でありますので、そういう意味での支援員も1人お願いをして、我々のほうとしては指導をしております。

さらに、受付のところの段階で全て断ることなんてことは全くしておりません。まずお話をやっ

ぱり聞かさせていただいて、その中で、制度上支援できる方がもし見えれば、そのことはお願いするとか、生活保護の場合は個人の資産、その方の資産、例えば銀行に預金がないかというそういう調査もしなければなりませんので、制度上の御説明もしっかりさせていただいて、我々としては窓口での拒否ということは全くなしに進めておるつもりでありますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 暮らしを守る最低限の保障にもなるわけですので、ぜひともこの趣旨に沿って事務を進めていただきたいと思います。

それでは、次の再生可能なエネルギーへの取り組みというようなことでお願いをしたいと思えます。

これは後ほど同僚議員の質問もあるようですので、また、それも期待しておることなんです。ここでは、一つは、原発問題が今度大変な問題になっておりまして、連日新聞に出ておりますし、この原発の事故はもちろん、原発そのもののあり方が問われているというように思うんです。そういった点では、市長の基本的な認識と申しますか、それをお伺いし、また、多くの国民の皆さんが大変危険だということから、かわりのエネルギーを考えていく必要があるということで、それも論議になっております。やっぱり原発でないといかんという声もあるし、逆に、それではだめなんだと、これからは、もっと長い目で見て原発から抜け出て、自然の再生エネルギーをつくっていく必要があるというような声も出ております。そういった点について質問をしたいと思えます。

これは政権交代前の民主党が再稼働を決めました。大飯原発それから大間ですか、建設中の原発、建設を再開するというようなことも決めました。

そういうようなことの中で、今回選挙で政権をとった自公政権も、どうも原発は再稼働の必要があるのではないかというように言っとると思えます。内部ではいろんな意見も論議もあるようですが、そして、この放射能を出し続ける使用済み核燃料が、あと数年で貯蔵量の限界に達すると、五、六年だというふうに思っとるんですが、そういう状況、しかも、その核燃料棒を安全に保管し続ける、そういう施設はいまだ決まっておりません。こういう後始末のできない施設です。こういう問題がありますので、そういう問題について市長のお考えをお伺いしたいと思えます。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) このエネルギー問題につきましては、私も以前に申し上げました。今御指摘のように、原子力発電については、今回の大震災で大きな事故起こし、大きな影響を与えているわけですし、そうした核燃料廃棄物の処理の問題もめどが立たないという中で、でき得る限りやはり原子力発電に頼らない日本のエネルギー政策というものを確立すべきであるということは基本的に考えております。

しかしながら、一方で国民の生活や経済というものは日々エネルギーというものは必要なものがありますので、そうした再生可能エネルギーのいろんな現実的な可能性というものを探りながら、できるだけ、そのウエートを高めていくような努力をしながら、最適のエネルギー政策というものをとっていくべきであるというふうに考えております。

エネルギー問題、非常に私は現実的な政策選択というものをやっていかなければいけないというふうに思っておりまして、確かに原子力に頼らないという形でいきますと、現時点においても、これはまたこれで、いろいろ環境面や、それから、例えば火力に大きく頼るといような中での貿易収支の大きな赤字をつくってしまうようないろんな問題も、これまた国民生活や日本の経済に大きな影響を与えていきますので、そういったことを総合的に勘案しながら、やはり日本全体として賢い政策をとっていかなければいけないというふうに思っています。

(6番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) これについては、以前もちょっと市長のそういうお考えをお伺いしたことがありますし、答弁もあったというふうに思うんですけれども、世界も年々動いておりますし、日本ももちろん動いております。そういう中で、この原発についてやはり世論もいろんな動向があつて、賛成もあれば反対もあるわけですが、政治に携わる者として、将来の見通しを持ってやっていくということは非常に大事、しかも、その中で、今、市長の言われて現実的な対応と言われたんですが、市長としてみれば、当然そういう立場をとられるのはやむを得ないのかなと思いつつも、やはり方向としてはできるだけそういった安全、心配のないそういうエネルギー政策へ一歩でも進めていくと。そして、それは国の政策を待つまでもなく、地域でもできることはやっていくべきだということを私は思うわけです。

例えば、ドイツなどは原発をなくすということを決めました。そして、そのための具体的な動きをもう既に始めとるわけです。見ますと、何か田舎の村でもそういうことに取り組んで、そして、雇用までふやしたというような話が出ております。きのうは、たまたまビデオでドイツの原発が事故を起こしたというそういう映画を見ました。本当にもう身につまされるような、実際にあったら大変だろうなということを私つくづく思ったんですけれども、一方で、そういう市民の動きもあり、一方では国の政策としてもそういう方向へ持っていこうとしているということなんですが、日本の場合はそうではありません。

それで、やっぱり地域に責任を持つ立場で、少しでも前進させる。今回の予算等にも研究検討するというようなことが出ております。予算も多少組まれておりますけれども、そういう中で、現実的に進められようとしてるんですけれども、市長のリーダーシップというのは非常に大事ですので、一歩か、二歩踏み込んだような、そういう政策についてもぜひ検討をしながら進めていただきたい

というように思いますので、そういった点について、もし何かあれば一言お聞きをしたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほど申し上げましたように、再生可能エネルギーをできるだけやはりその活用をふやしていくべきであるということは、これからとらなければならない政策だと思います。それは、ただ国に任せておけばいいということでもないこともおっしゃるとおりでありますので、私も郡上市としても、でき得ることはやってまいりたいというふうに思っています。

さきに県の指導でもあったんですけども、例えば、阿多岐ダムにおける水力発電の設置と。これは中部電力によるわけですけども、そういうものがあつたり、今回予算で、県事業ですが、私も郡上市も負担金を出して行う石徹白地区における小水力発電、あるいは、県の補助を受けますが、郡上市が事業主体となつて行う、同じく白鳥町の阿多岐地区での小水力発電と、こういったもの。

あるいは、そのほか郡上市としては、今、各住宅につけられる太陽光発電に対する国の補助に対する上乘せの補助といったこと。あるいは、さらにはもっと原始的にといいますか——原始的にといいのは、原子力の原子じゃなしに始めのほうの原始的ですけども、例えば、今回、明宝の湯星館という温泉のそのボイラーをまきストーブでできないかというような調査もしていると。こういう郡上の資源を活用してエネルギーを活用するといったようなこと、こういったことにそれぞれ取り組んでおりますので、今後とも確実に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

（6番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ことしの予算等では森林環境事業——県のですね——に従いまして、地域循環型自然エネルギー事業、自然エネルギーシステム構築基本調査というようなことが346万円ほど計上されております。そこでも検討されることだというふうに思いますが、私、ここしばらくの間だけでも新聞で切り抜きをしておりますと、もう本当に10以上のいろんな各地の様子がなかなか参考になるんです。もちろんこういうことも参考にされて、ここでは調査をされ、今後の方向が生み出されるのではないかといいふうに思いますが、ぜひとも、さっき言いましたように一歩でも二歩でも進む、そういう進め方をさせていただきたいというふうに思っています。

時間が来たようですので、もう一つ入ります。市街地用水の水不足対策について。

これは郡上八幡の水の町というようなことで、大変観光客の皆さんも魅力を感じてみえて、そういう大きな観光資源にもなっているというふうに思うんですが、市内ではやっぱり土地の高低差によって非常に水の少ないところがあります。そういうところでは、例えば火災のときとか、あるいは除雪した雪が溶かしてくれないというような悩みもあるようですので、こういった問題について、市として何らかの対策あるいは整備計画でも予定しているのかということをお聞きしたいと思えます。

す。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 八幡の市街地の用水の整備あるいは維持という問題は、水と踊りの町、八幡を表号しているこのまちにとって非常に大切なものであるというふうに思っております。

八幡のこのまちなか用水は、歴史的には江戸時代に遠藤常友公が八幡の城下町の大火に対応していろいろ引かれたというようなことが歴史的にはあるわけですがけれども、最近になりまして、北町、いわゆる吉田川より北のほう、あるいは、この南部のほうにつきまして、まちづくり交付金というようなものを活用して、かなり北町あるいは柳町、島谷用水の取り入れ口等の改良をいたりいたしました。

しかし、特に恐らく御心配になっているところは、この南町の部分だろうと思いますが、なかなか地形的に水が必ずしも豊富でないところがございます。この南町は大きくやはり島谷用水をとっておるわけですが、ちょうどたまたま島谷用水は、この南町の中では一番、取り入れ口付近もそうですが、一番低い部分を通っておりますので、そのほか高い部分に対する水の供給ということが一つはなかなか難しいという問題がございますし、また、島谷用水は、それぞれ今まで通っておる町のやはり水利権といいますか、そういうような問題とか、あるいは、さらには末端はといいますか、最後のほうは農業用水にもつながっておりますので、こうした分水ということがなかなか困難な問題があるというふうに思っております。

御心配のいろんな火災のときの対応であるとか、あるいは、雪がたくさん降ったときの対応であるとかといった問題については、だから、こういう状態の中でやはり消火栓の整備とか、その確実な維持であるとか、あるいは、雪の処理についてももともと流雪溝という形で水路が設計してあるわけではないところがございますので、一どきに入れられてもなかなか、ただそこに溝にたまっているだけというようなことで流れないということもございます。大雪が降ったようなときには、また、別途雪の処理の方法を行政との市民協働というような形で対応していく必要があるかというふうに思っております。

そのようなことで、現時点においては、まちなかの用水路の整備という具体的な計画は持っていないのが実情でございます。

（6 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 野田龍雄君。

○6 番（野田龍雄君） 構造上、島谷用水よりも高いところをどうするかという問題なわけですが、私もいろいろ考えてみましたが、なかなかいい案はないんですが、必要なときにポンプアップするとか、あるいは、除雪については、そこだけはやっぱりある程度のお手伝いをするとか、今、市民協働とかいうようなことを言われましたけれども、何らかの市の支援が大事だなというこ

とを思いますので、今、整備計画はないけれども、今後そういった点である程度の手立てができな  
いか検討はいただきたいというように思います。

教育問題、いじめ問題については、まことに申しわけありませんでした。時間が来ましたので、  
また次回にでもひとつよろしくをお願いします。

では、質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で、野田龍雄君の質問を終了いたします。

---

◇ 田 中 和 幸 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、18番 田中和幸君の質問を許可いたします。

18番 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） 議長から質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせてい  
ただきます。

まず最初に、電子入札ということで、入札の方式について質問をいたします。

現在市で行われている物品の入札方法で、電子入札でもよいが、また、文書に書いた手書き入札  
でもよいと聞きます。手書き入札は面倒くさいので電子入札にしようとして、入札の方法を聞きま  
すと、旧式な方法で何万円もするような入札用の機器を業者に買うように指示をされているよう  
です。

そこで、質問として、現在入札の方法についてその機器は幾らぐらいで、どのような仕組みにな  
っているのか、入札の方法についてを詳しく説明をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、今、電子入札の方法とその機器の費用というような御質問を  
いただきました。

今現在、郡上市では平成18年の10月から試行的に電子入札を運用しておると。また、19年から本  
格的に導入をして、全入札物件を電子入札で実施してございます。それで、この入札ですが、岐阜  
県と県内の33の市町村が共同で行っておるということでございます。

それで、電子入札の利用にあつては、パソコンとインターネット環境の整備は当然のことですが、  
そのほかにICカードとカードリーダーが必要になるということでございます。

それで、ICカードにおいては普通の紙ベースの入札のときの印鑑のかわりというようなこと  
でございます。これは、特に認証局にデータの認証を得ることによって、なりすまし等の不正防止を  
行うというものでございます。

それで、この電子入札においてはこのICカードというのは必ず必要になってくるというもので

ございます。このカードを使いまして入札案件の仕様書等の閲覧とか、応札を行っていくという状況でございます。

また、電子入札の未対応の業者の方には仕様書等を郵送して紙ベースでの入札書を提出していただくというような状況でございます。

それで、費用面でございますが、この認証局のＩＣカードでございますが、１枚で有効期間が１年の場合で１万５,７５０円と、また、４年で５万２,５００円と。それに加えて、このＩＣカードを読み込むカードリーダーというものが必要になってきます。これが１万５００円というような形でございます。

その後、電子入札の流れとしましては、このＩＣカードを利用して入札案件の入力を、まず市が仕様書等のデータを入力します。そこで、その後、指名競争入札の場合は業者を選定して、その業者の皆様にもメールで入札の通知をします。業者は、ＩＣカードでシステムに入り込んでいただきまして、仕様書等のデータをダウンロードしていただくと。その指定された期間で応札を行っていただくという状況でございます。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。それでは、次に、県の入札について、参考のために県庁へ問い合わせをしてみました。県の物品の入札については、岐阜県中の出先機関から県立高校のトイレトペーパーに至るまで全部電子入札で、パソコンによって自分の会社または店舗を県の入札参加資格審査申請書を作成して、インターネットにより岐阜県出納事務局へ提出して、それで、岐阜県入札参加資格者名簿——建設工事を除くとしてありますが、それに登載していただくとお金は一銭も要らなくて、岐阜県出納管理課のホームページ、入札参加情報よりダウンロードすれば、何度も、どんなものでも入札できます。なぜそれができないのか、これを質問いたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ただいま岐阜県のほうは費用がかからずに入札できるのに、なぜ郡上ができないかということでございます。

まず、岐阜県の場合は、まず電子調達システムという形で運用してございます。この案件は随意契約と入札案件という形に分かれるということでございます。それで、今言われましたことは随意案件のほうの形だと思っておりますが、この件においては、160万円までは随意案件というような形での見積書の提出を電子的に行うような形で行っておるということでございます。

それで、資格者の名簿登録の際には、岐阜県のほうからＩＤと今度パスワードというものを発行されます。そこで、それを利用して参加していただくということでございます。

それで、ＩＤとパスワードについては費用はかかりません。これは競争入札とは違って、認証局

による認証が必要でないということでございます。それで、随意案件で見積もりがインターネットを介してできるシステムは、岐阜県が独自で行っておるということでございます。

それで、先ほど言いましたように、電子入札のように県と市町村と共同でサービスを提供しているものではないということで、先ほどの入札案件とは違っておるということでございます。

この県の場合は、非常に広域的な範囲での見積書の提出を依頼するということがございます。郡上市においては、特に市内の業者の皆様への見積もりの徴収ということで、新たな負担を、このシステムによる負担を導入する費用対効果が非常に少ないというふうに考えてございます。

それで、入札案件については岐阜県も郡上市も同じような費用はかかってくるということでございますので、よろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。森林総合研究所、いわゆる公団造林ですが、100年の分収造林計画ということで、独立行政法人森林総合研究所では、現在行われている財産区の分収造林契約時、契約期間が約50年から60年で現在進行中の造林地であります。100年の契約に変更するというものであります。

白鳥だけでなく、市内の各財産区においても同じ100年契約を迫られているか、または、既に契約をされているところもあるかと思いますが、白鳥においては、昭和37年から59年にかけて6契約箇所により約130ヘクタールの分収造林を契約しております。これが契約年数から数えると平成33年から平成36年までに一部を除いては契約が全てではありませんが、満了いたします。現在、平成25年ですから、あと11年でほとんどの契約が満了したら、幸いにして現在進行中の中国木材さんが白鳥に進出をさせていただくことになっているので、そのころは操業も軌道に乗られたころで、大変期待をしておったところです。

しかし、森林研究所の方は、日本の材木情勢を考えたときに、外材に圧倒されて材木市場は全国的に低迷をしていると。現在では、山から材木を搬出して市場に出しても、良質の材木だけがどうか採算販売ができるが、山全体を考えると、採算の合う伐採、搬出、販売は非常に難しい。そこで、100年もの大径木を目指して価値の高い材木をつくることであると、このように言われました。

このことについては、全国の公団造林を契約されている方々に、全員が100年契約をされるよう強力な指導をしていると、このように言われました。したがって、白鳥の財産区においても管理委員会の承認を得てやむを得ず100年契約に同意をしております。

しかし、契約者は管理委員会ではなくて財産区の管理者である市長です。そこで、質問として、こ

のことについて独立行政法人森林総合研究所との間で100年契約の今後の運営についてどのように考えを持っておられるか。このことについて、特に白鳥の財産区においては昭和の合併時にできた財産区で、約半世紀以上にわたり受け継いできた財産区であります。いかなる理由によって、このようになったかを後世に受け継いでいかなければなりません。そのために説明を求めるものであります。

もう一つの質問として、次に、100年契約をすることにより財産区の山林は伐採を約50年延期されたようなものです。今、日本でも有数の大手である中国木材さんが白鳥に進出をしていただく準備ができていのに、このことはどうしたものかと思えます。これについていかに考えておられるか、質問をいたします。このことについては総務部長さんにと思いましたけども、市長さんにひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ただいま、いわゆる古い言い方で言いますと公団造林の分収林の問題、現在は、当時の森林開発公団というのが緑資源公団と、あるいは、緑資源機構とかというふうに変遷を経まして、現在は森林総合研究所森林農地整備センターという大変長い名前の機構に変わっておりますけれども、昨年でございましたか、昨年か一昨年でしたが、この公団分収造林の制度がちょうど50周年を迎えました。ということは、そろそろ先ほどもお話がございましたように当初50年ないしは60年というような分収林契約で満期で契約しておられたところが、満期をそろそろ迎えるという状況になってきておるわけですが、しかし、御指摘のように、その当初の分収林契約どおり木を全部伐採をいたしますと、現在の日本の木材市場の状況では双方にほとんど利益が残らないというような形で、これでは、そもそも分収造林契約をした双方なかなかそれだけの、これまで森林を造成してきた元が取れないと、どうしたものかと、こういうことで、しからば、もうかなり大幅に、いわば100年ぐらいの長伐期施業という形の施業に延ばしてはどうかと、こういうことで、先ほどお話があったようなお話が白鳥財産区の管理会のほうにもあったのであるというふうに思っております。

このことに対する対応は3つあると思えます。一つは、当初どおりの分収契約によって伐採をするか、あるいは、その長伐期施業という形の100年契約に契約更新をするか、もう一つ、もし財力があればということですが、その分収造林契約を解約して、相手方の分収権を買い取るという制度でございますが、こういうものがあるということだろうと思えます。

そういう中で、白鳥財産区は、今お話がありましたように、財産区の管理会が主体性を持って御判断をなさって、今回そういう100年の長伐期施業のほうに行かざるを得ないと、やむを得んという御判断であったと思えますけれども、そういう御判断をなさったものであり、もちろんその変更契約は財産区の管理者たる郡上市長である私がいたしておることになるわけであります。

今そういった大型の製材等がこの郡上に立地してもらえないかということの中で、どうなんだと、こういうことだろうと思いますけれども、私は、その選択をする前であれば、いろいろな選択の選択肢があるということです、今のそういう契約の変更に応じられないでやる方法もあったかと思いますが、もう既にそういう契約をしてあるという地域について今後どうするかということだと思いますけれども、その際の考えられることは、100年長伐期施業という形で契約変更をされても、これから木一本切らないということではないわけです。これは長伐期の大径木をとっていくためには、やはりこれから択伐とかという形で、50年もの、60年もの、80年ものというようなものを順次切りながら、そうした100年施業をしていくということですから、そういう中で、私は、もし有利なそうした択伐等による材木を出して、少しでも白鳥の財産区にとって有益な施業ができるということであれば、そういう弾力的な対応をしていくということが現実的であろうと思いますし、私は、そういう意味で財産区の管理者である市として、森林総合研究所等に対してそういう弾力的な対応を求めてまいりたいというふうに思っています。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。それでは、次の質問に移ります。

市の債務についてですが、建設事業です。郡上市の借金は県内の市町村の平均から見ても公債費比率が高い水準になっておりますが、借金が多いということは、それだけ多くの事業を行ってきたからだとは私はこのように受けとめておりますが、北海道の夕張のように、起債の認められない借金はこれはいけませんけれども、郡上市の場合はそうではないと思います。

話は変わりますが、今、郡上市は土木建設業者が何件も倒れております。まだまだこの上倒れそのような業者が何件もあると、そのように聞きますが、言うまでもなく、それは公共事業が非常に少ないからです。市の計画では、年々借金を減らして近い将来には適正な公債費比率18%以下になるよう計画をされておりますが、私が思うには、必ずしも18%以下にしなければならないというものではないということを思います。公債費比率は現在よりまず上がらなければよいのではないかと。郡上の建設業者が何とか倒れないように、もっともっと多くの土木建設事業を発注して、郡上の景気をよくしていただきたい。建設業者が繁栄すれば、税金で一部は市に戻ってきます。ことわざではありますが、「風吹けば桶屋がもうかる」と昔からそのようなことが言われております。建設業者は全ての商売屋さんにかかわっております。このことについてどのようにお考えか、質問をいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ただいま市の残高がある程度ふえなければ、その範囲内で借り入れして

でも積極財政をとというようなことだと思います。

今、郡上市の現状では、平成23年度の決算、皆さん御承知だと思うんですが、実質公債費比率が20.0ということで、地方債の許可団体でございます。

その中で、やはり公債費適正化計画に基づいて着実に財政の健全化を図っているという状況でございます。

郡上市の非常に財政の厳しいところは、市長がきのう詳しい説明をされたと思うんですが、標準財政規模の数値が、平成26年度から普通交付税の減額によることによりまして非常に厳しくなってくるというふうに思います。

それで、この原因は、やはり人口による減少と合併特例債の算定替えの制度による減少の要因によりまして、債務残高をそのままにしますと標準財政規模が減少することから、実質公債費比率はさらに上昇していくというふうに考えてございます。

それで、やはり健全で持続可能な財政運営を目指す上にも、公債費の適正化計画を堅持しながら実質公債費比率を18%以下に持っていきたいということと、また、地方債の許可団体から1年でも早く脱していかなければならないと思います。

それで、18%になった段階で、やはり財政の健全化を確保しながら、積極的な財政政策を考えていきたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田中和幸君。

○18番（田中和幸君） ありがとうございます。ただいまの答弁は、こうした公の場の面前から、建前の答弁であると受けとめます。今後の土木工事の発注について前向きな姿勢で、できるだけ郡上の繁栄を考えた、そういった政策をお願いしたいと思います。

まだ時間はありますけども、以上で、私の質問は終わります。

○議長（清水敏夫君） 以上で、田中和幸君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。時間が少しございますが、11時まで休憩をいたしたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

(午前10時38分)

---

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時58分)

---

○議長（清水敏夫君） 一般質問に入る前に、ちょっと議長のほうから1件お諮りをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

昨日の一般質問の中で、田代はつ江議員のほうから一般質問の中で一部不適切な発言がありましたので、会議録並びにテレビ放映についてその一部を削除していただきたいという申請がありました。これについて許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) ありがとうございます。じゃ、そうさせていただきますので、お願いいたします。

---

◇ 美谷添 生 君

○議長(清水敏夫君) それでは、一般質問を再開いたします。

17番 美谷添生君の質問を許可いたします。

17番 美谷添生君。

○17番(美谷添 生君) それでは、ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず、自然エネルギーの活用についてお伺いをいたします。

市長は、施政運営の基本方針の中で、森林を活用した林業の振興を掲げ、ことし1月に進出協定を締結した大型製材工場の整備を支援するとともに、原木の安定供給体制の整備や森林人材育成を進めると、そして、郡上市産材の有効利用や地域産業の振興のため、郡上市産材住宅建設等の支援や木質ストーブ購入補助についても引き続き実施すると言っておられます。

そこで、質問でございますが、木の駅プロジェクトについてでございます。この木の駅は、ふぞろいの林地残材や間伐材などを相場より少し高く買い取り、大手スーパー等でなく、地域の商店だけで使える地域通貨で支払う仕組みであります。軽トラとチェーンソーで晩酌をと、こういう合言葉で、余り規格を気にせず農産物を道の駅へ気軽に出荷するようなそんな形で、気軽に山から木を出して小遣いにして森と地域を元気にしていこうという試みで、全国に広がっております。

ことしの郡上ふるさと考現学のテーマにもなり、先月の24日でありますが、郡上木の駅プロジェクトという題で講演と実績発表がありました。このことにつきまして、木の駅プロジェクトに対する感想と今後の取り組み課題、それから期待することは、将来性についてというようなことについて、担当の部長にお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長(清水敏夫君) 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) 木の駅プロジェクトということで御質問でございます。

木の駅プロジェクトにつきましては、今ほど議員おっしゃいましたようなシステムで、ことしから郡上市でも取り入れたものでございます。

まず、実績ということで申し上げたいと思いますけども、本市では平成24年の10月に白鳥町と高鷲町の2カ所で、地域住民の方が集まって実行委員会を設立いたしまして、木の駅プロジェクトが立ち上がりました。

その後、高鷲町では10月に、白鳥町では11月に木材が初出荷をされまして、今年度の実績は、白鳥町では26トン、高鷲町では44トン、合計で70トンの木材が出荷、販売されたところでございます。

この木材を集めまして金山のチップセンターのほうに販売をいたしまして、その売り上げといたしましては、合計24万6,000円ということでございます。これに県、市の補助金を加えまして地域通貨券の発行額としては合計で34万2,000円となっております。

今年度はプロジェクトを実行するため事前の説明会や他市で実施している事例の調査、地域での会員の募集や協力いただける商店の調整、こういったことの事前の準備を行った上で、実行委員会を設立したところでございます。

このため、実際の木材の収集につきましては、今年度は秋以降の限られた期間となってしまったことから、実績量としては若干少ないかなというふうに考えておりますけども、新年度につきましては、今年度以上の多くの出荷量が期待できるのではないかなというふうに考えてございます。

それで、どういった感想を持ったかということと、課題についてはどうかというようなことでございますけども、参加者へアンケート調査を行いましたところ、疲れたがおもしろくてまたやりたいとか、地元の中で対話がふえたとか、地元にお金が流れてよかったとか、今まで捨てていた間伐材がお金になったというような意見が多くございました。反面、木材が重いため、1人で運び出すのに苦労したとか、チェーンソーの使用が怖かったとか、奥山からの出荷は大変だったというような意見もございました。また、取引価格については、総体的に少し安いのではないかなというような意見が多くございました。

今後のこの木の駅プロジェクトの方針でございますけども、この木の駅プロジェクトというものは、どんどんやっぱり山から木が出てきて、それがどんどんお金になるというようなシステムではございません。未利用材を搬出し利用するということですので、森林の整備、未利用材の有効利用につながるほか、地域住民の方が主体となって取り組むことで地域の中で対話がふえ、住民同士のつながりが増し、また、地域通貨券を活用することで、参加者の収入につながるとともに地域の商店で新たな売り上げが生ずるということで、地域全体が活性化し、地域の自治を取り戻す取り組みでもあるというふうに考えてございます。

このため、市では木の駅プロジェクトが現在は白鳥と高鷲でございますけども、市内のそのほかの各地でも取り組まれるよう積極的に支援していきたいというふうに考えてございますので、よろしく願いをいたします。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 大変ありがとうございました。今、部長が、今後ともしばらくの間続けようということですので、啓蒙していただきたいというふうに思います。

この木の駅プロジェクトでは、先ほど話がありましたように、森券という地域通貨を発行していました。参加商店も少なく、発行額も少なかったのも、余り流通はしておりませんが、利用された商店では大変喜んでいただいたというふうに聞いております。

市長は新年度の施策の中で、乳幼児、学童に対する医療費の無料化助成の拡充として、また、助成対象年齢を18歳までに引き上げる分の件、それから、がんばれ子育て応援事業というのに、第3子以降の子どもの誕生日から小学校入学までの6年間10万円ずつという事業を起こされましたが、これはきのうもお話がありましたように、郡上市共通の商品券で行うとふうで取り組んでみえますが、これを地域通貨というような形でするような、これを導入するような考え方はないかというようなことについてちょっとお聞きをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回提案をしております中学卒業後18歳までの医療費の無料化に伴う市の商工会の発行の商品券でそれを支援する。あるいは、がんばれ子育て応援事業ということで、ただいま話がありましたように、ゼロ歳児から5歳児を毎年10万円ずつ、やはり同じく商工会の商品券で応援をすると、こういう事業の内容で今提案をさせていただいておるわけですが、これのねらいは、もちろんそれぞれの子育て支援をすることとともに、広く市内商工会加盟の相当数、7割程度の、建設業等を除けばそうした事業者が入っておられる市内どこでも使える商品券という形で応援することによって、あわせて市内の地元商業というものを応援していくというねらいを持ったものでございます。

ただいまお話しのごさいました、いわゆる地域通貨というものと、商品券は一種の金券でございますので、少し性格が違うかとも思いますが、御提言でございますので、いろいろそのような可能性があるかどうか検討をしてみたいとは思っています。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） ありがとうございます。この地域通貨につきましては、商品券でも可能かとも思いますけれども、何回も使い回しができるということがありますので、例えば、100万円を発行いたしますと、それが5回使われれば500万円分になるということにつながるということになるかと思っておりますので、そこら辺のところも検討いただきながら取り組んでいただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、木質バイオマス発電等についてをお伺いいたします。

私は以前、郡上の資源を活かした発電所の建設について質問をいたしました。その折、水力、風力、バイオマス等について、これは大変多額な投資も必要であり、郡上市の財政状況ではなかなか困難であるという当時はそんな答弁をいただいております。そして、小水力発電については大いに注目しながら検討をしたいというふうに答弁をいただいております。

新年度の予算において小水力発電施設について、白鳥町石徹白地区と阿多岐地区での設置に取り組むと発表をされました。この件ではたびたび質問をしてきましたので、今回の実現にめどが立って大変うれしく思っておるところでございます。御尽力に対しまして大変敬意を表するものでございます。

さて、木質バイオマス発電ですが、去る2月の23日付の岐阜新聞に、木質バイオマス発電推進という記事が掲載をされました。先ほど市長にお渡しをいたしました新聞の切り抜きでございます。既にごらんになっていることとは思いますが、これは瑞穂市にある岐センという会社が、山に放置されている未利用材等を活用した木質バイオマス発電施設、出力5,000キロワットの建設を計画したと。これに県が再生可能エネルギーの産業化、森林整備の促進等を期待して、9億8,000万円の予算を計上したというふうに書いてあります。

市長は、この記事についてどう思われるか。また、この記事は信用できるものであるか、どうであるかということをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この岐センという企業が木質バイオマス発電に取り組むと。それからまた、それについては県も9億8,000万円の、その内訳は無利子の融資と、それから補助金ということで2つに分かれておりますけれども、こういうものをすることによって、この岐阜県内の森林資源の有効活用を図るという記事でございます。

どう思ったかということですが、いよいよ岐阜県も政策的に乗り出して、こうした木質バイオマス発電というものが始まっていくかという思いを持ちました。これまでも県内には既存のものが幾つかありますので、必ずしも初めてではございませんけれども、こういう木質バイオマス発電というものが一つ具体的にプロジェクトとして動き出したと、この意義は大きいというふうに思っております。

しかも、かなりその発電規模も大きいということでございまして、新聞記事にも書いてありますが、年間のこの木質バイオマスは、やはり木材の素材換算からすると年間10万立米必要だというようなことでございまして、ちょうど今私ども郡上市が誘致、実現を見ようとしております大型製材工場の最終的な年間需要量、木材の需要量の10万立米に匹敵をするようなそれだけの木材を使ってということだろうというふうに思っております、なかなか意義は大きいというふうに思っておりますし、信用できるかということですが、県も入って推進をしているということですから、私はこ

れは着実に進められていくものというふうに感じております。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございます。市長が信用をしてみえるということであれば、次の質問のほうへ入っていくのは楽しみでありますので。

先ほど、6番議員の質問のときにも再生可能エネルギーの活用について積極的にというか、できることを取り組んでいくというような答弁もございました。郡上市は民有林の人工面積、それから蓄積とも県下で第1位であると、そして蓄積は約1,500万立方メートル、それから、年間の成長率は27万立方メートルというふうに言われております。先ほど市長が申されましたように、中国木材も10万立米でございます。

そして、今の新聞に出ております発電所も10万立米であります。まだ郡上には余裕がございます。

そんなことで、郡上の元気と活力ある地域づくりの原動力になると思われれます。先ほど市長からも言われましたが、10万立方で約1万世帯分の発電が可能であると。今の新聞の記事でいいますと、これを売ると約11億円ぐらいになるというふうの記事は書いてございます。現在は、一般家庭向けの電力は地域の大手、いわゆる中部電力が独占をしているという状態でありますけれども、近い将来には全面的にそれも自由化になると。電力を一般家庭でも選べる時代がもうすぐそこでございます。

既に発電のほうは自由化をされておりますので、この郡上の森林資源の活用と、それから森林の健全な整備、良質な木材を生産するためにも、このバイオマス発電を取り入れてはどうかと思うわけでございます。地域の安心・安全と豊かで活力ある地域づくりを目指すには、やはり自前の電力があれば一層よいのではないかというふうに考えます。

そこで、山林の所有者あるいは木材業者、建設業者、地域の金融機関、行政、市民が連携してこの発電事業に取り組む価値はあるというふうに思いますが、市長の所見をお伺いしたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回この岐センという会社の実現をしようとしているバイオマス発電、10万立米という、これは未利用材を10万立米ということでございます。そういうことから、わざわざ材になる木を切って10万立米をその木質バイオマス発電をするということではありませんので、そこは考える必要があると思えますが、先ほどもお話がございました。郡上は現在の森林の1年間の生育量が27万立米ということですから、毎年毎年それくらいずつ材積がふえていくということでは、大変大きな森林資源を持っているということであろうかというふうに思えます。

今回の岐センという会社がつくるようなバイオマス発電は、恐らく岐阜県内ではそうした原料と

なる未利用材というものを集めるということですので、恐らくつくったとしても県レベルで二、三カ所と、そんな規模のものではないかというふうに思いますし、また、莫大な事業費もかかります。

そういうことですので、郡上市としても大変魅力のあるプロジェクトだというふうには思いますけれども、簡単にいく話でもないというふうに思います。郡上のやはり今当面の課題は、今回進出を希望しております大型製材工場に対して、きちっとした材になる木を確実にでき得る限りたくさんやはり地元である郡上市の材を出していくということが、まずは大事であると。

さらに、それにプラスして郡上の山から未利用材というものを10万立米すぐ出すということは、なかなか林業の体制からいっても難しいのではないかというふうに思いますので、御提言の趣旨はよくわかりますので、いろいろと研究をさせていただきたいというふうに思いますが、現実的な問題としては、一つ、今回大型製材工場が進出をしてきて、その大型製材が製材をした後の未利用材、端材というようなものを、でき得れば、今回新しくできる大型製材工場でもってまずバイオマスの発電なり、その熱量の利用をするという形で、郡上の材をやはり有効に活用するということが、一つは現実的な道ではないかと思いますが、これについても今後事業化をしていく中で十分研究をされるべきことであるというふうに考えております。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 今、市長は、未利用材と書いてありますので、そのように言われたと思いますけれども、実際は、そうでもないというふうに思いますが、いわゆる木は丸いものでございますし、もとから末まで全部材になるわけでもありません。

そういう中で、中国木材は構造材の乾燥材をつくるということでもありますので、余り曲がったものであるとか、質の悪いものは受け入れてくれないのではないかということもありますし、一本の木でも元つだ二つだは、それは中国木材、裏のほうは燃料にというようなこともやはり考えていく必要があるかというふうに思いますし、この郡上の山を使っていくために、先ほど建設業に公共事業というような話もありましたけども、建設業の皆さんがぜひ山へ、それなりの進入路を入れて木の搬出事業に取り組むというようなこともしていただけるということから、雇用も出てくる。そして、木を現場で伐採して車のところまで出せるそういう技術者もつくっていかなければ、山に木がふえるといって喜んでおれないと、宝の持ち腐れになるということでもありますので、そここのころへやはり市としては助成と知恵を出していくということではないかと思います。

また、この発電所については、市民に広く出資を募るというような方法もあるわけだと思いますし、今の木材業者、建設業者等で会社を起こしてもらおう。また、そこへ市も第三セクターというか、そんなような形でもいいですけども、かかわりを持っていくというような方法も可能ではないかというふうに思いますので、検討をいただきたいと思います。

そして、何よりも商品開発であるとか、製造販売というようなことで事業を起こすときには、一番心配なのは、つくったものが売れる、適正に売れていくのかということが事業をやるのには一番心配であります。しかし、郡上には1万5,000世帯という人が住んでおります。そして、事業所もあります。すべてが電気の購入者でありますので、この電気が一般家庭に配電できるようになれば、これは郡上のお金が外へ出ていかないということにつながるということでもありますので、非常に有効な事業であるというふうに考えております。郡上市でも文化センターを含むこの庁舎と、それから、6つの分庁舎でもって今、電気代をこの間ちょっと調べていただきましたら、年間約3,500万円、ほかの施設等も入れますと、かなりの電気代を払っておるわけですので、自前でできればそこへ買っていただければ、外へ出す必要はないというようなことになりますので、これは大きな地域の産業ということにつながるというふうに考えております。前向きなその検討をして、この事業に何とか取り組んでいただきたいと思っております。

また、ここに平成24年度補正予算の概要というようなことで、ちょっと同僚の議員にももらったわけですが、地域バイオマス産業化整備事業というのが今のこの予算の中に含まれているようでありまして、これは、これで104億円の予算が見込まれておるといようなこの情報もございましたので、また一考をしていただきたいと思っております。

それからまた、資源の一つでありますけれども、もう一つの発電方法としては、バイオガスによる発電ということがあります。これにつきましては、やっぱり草と穀物あるいは家畜のふん尿、生ごみというようなものでガスをおこして発電をするというものでございますけれども、これにつきましては、やっぱり郡上も耕作の放棄地であるとか、それから田んぼの畔でありますとか、道路ののりでありますとか、草が生えてかなわんところがたくさんございますので、そういうところの草もこれは資源として使えるような方法は、考えればあるというふうなことを思いますので、このバイオガスにつきましては、またいつかの機会に質問やら、お話をしたいと思っておりますので、市のほうでも研究をいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

就学前の子どもの育成の一元化ということについて書いておりますけれども、このことは随分資料をもらって、調べれば調べるほどわからないというようなことで、大変複雑な問題でありますけれども、現在、幼稚園、保育園、認定こども園という3園がありまして、しかも所轄が教育委員会であるとか、市長部局であるとかということによって一元化しておりません。

でも、子どもは就学前でありますので、学校へ行けばひとどこへ来るわけですので、本来その園の設置の意義とか、目的とかいうのは違っておると思っておりますけれども、現実的には、やっぱりその小学校へ入る前に同じようなレベルにしていかなきゃということもありますので、保育園であろうが、幼稚園であろうが、大体同じようなことをやっておると思うんです。そういう現実を踏まえながら、

これを何とか一元化する方法はないか。また、そのことによって市の部局も一つで済むということになれば、大勢の人員ではありませんけれども、削減もしていけるというようなことがありますので、この点について、この一元化ができる見通しがあるのかということについてお伺いをいたしたいと思います。時間がありませんので、簡略をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 非常に難しい問題なんですけれども、現在、子ども子育て関連3法案が何年に施行されるかということについては、まだ見通しははっきりしておりませんが、その法案に基づいてということでない、なかなか具体化は難しい。この法案の趣旨といいますか、主なポイントですけども、認定こども園制度の改善という点で、幼保連携型のこども園については、認可や指導、監督を一本化するというのが一つのポイントになっておりますし、いわば指導、監督については学校と児童福祉施設をあわせて持ったものという、そんな法的な位置づけがありますから、指導、監督も一元化できるのではないかとこのように思います。

また、その費用の点ですけども、認定こども園、それから幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設というポイントになっておりますので、これは施設型と地域型保育給付というようになっておりますが、この施設型給付が給付として一元化されるということがありますので、そういったことを受けとめると、現在の学校教育法と、それから児童福祉法の別々の法によって認可や指導、監督をしていたものを一元化できる可能性が出てまいりますし、また、財政措置についても、いわばその施設型給付として一本化される可能性がありますので、そういったことについて、今後、法がどのように施行されるのかということを見届けながら対応はできていくんじゃないかなと思います。

その際には、郡上市としては、どういう組織体制でそれに対応していくのかということについて、今後教育委員会と健康福祉部で十分協議をしていきたいというふうに思っております。

（17番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添 生君） 今、関係のその中央官庁がばらばら、別々であるというようなことがあって、認定こども園は今度は内閣府なんですか、というふうに聞いておりますけれども、それをつくることによってその所轄が3つになってしまうということでもありますので、それこそ人がどこかやめていかんと、管轄がふえるばかりで、同じ子どもたちをターゲットにしておいて官庁がふえていくということは、どうも机上で考えたようにはいかんのではないかとこのように思います。認定こども園にしてしまうんなら、今の文科省の分、厚生省の分はやめるというぐらいの決断をしていただかんと、これはなかなか省力化といいますか、そのことによって非常に財政や人員のことに効果が出ないということですので、我々議員としてどうしていったらいいかを教えてもらいたい。中央にそういう提言をしていくなり、また、どこどこでこういう行動を起こせば、それが実現して

いくというようなことをやっぱり情報をもって教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、最後でございますけれども、学校の週5日制でございますが、週6日にできないかという意味の質問でございます。

これは平成16年の合併直後でありましたけれども、ゆとり教育と学校5日制についてということとで質問をしたことがあります。当時の教育長は、文部省の指定校の校長もしておったことがあるというようなことで、大変積極的といいますか、実践してこられて、いろんなところで発表したり、大変自信を持ってゆとり教育については問題ないと、今のところ問題はないというような答弁をいただいておりますけれども、実は、御承知のように、ゆとり教育が見直しというようなことになりました。

そこで、この学校週5日でございますけれども、これを何とか6日といいますか、土曜日に学校へやったほうがいいのではないかなと私は思うんですが、そこら辺について、こういうことをしておるところは日本中にないのか。そして、あるとすればどんな問題があるのかということについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 現在の学習指導要領に基づいた授業を、例えばもっと具体的な学習活動を通じたり、あるいは、その体験的な活動を通じて問題解決の力を高めていくという、そういう授業をさらに充実するという点と、それから、子どもたちの自然体験とか、福祉体験とか、そういった地域社会とのつながりの中で体験活動を充実していこうとすれば、現在の授業時数では足りないということがありますので、学校の週6日制ということについては、これは研究すべき課題になるというふうに私は思っております。

何を研究するかということですが、一つは、子どもたちをその学習意欲を一層高めるためにどういう教育課程を組んだらいいのか。それは学校で学んだことと、地域社会で活動することと、どのようにつないでいくかという点について、そのことが実現できるような教育課程をどう編成するかというのは研究ができるように思いますし、もう一点は、現在行われている生活科とか、あるいは、総合的な学習をこれを仮に土曜日に位置づけるとしたら、どういう教育課程が編成できるのか。3点目としては、地域社会とのかかわりが非常に強いボランティア活動ですとか、あるいは、その地域での行事、それからスポーツ活動、そして、部分的にはなりますけれども部活動等について、これを仮に土曜日に位置づけるとしたら、どういう編成の仕方ができるのかというそういったことが一つ、教育の内容の点についての研究課題になろうかと思えます。

一番大きな問題ですけれども、教職員の勤務がありますので、これは週40時間という勤務で現在勤務しておりますが、そうしたときに、仮に学校週6日制というような形をとりますと、土曜日の

今までの休みの分を夏休みにまとめどりというような形をとらざるを得ないということになりかねません。そうしたときに、現在でもほとんど休みがとれていない状況の中で、例えば研修があったり、あるいは、免許更新といったことがあることになると、これは非常に難しいということになりますので、その教職員の勤務との兼ね合いをどうするか。これはもう教職員数をふやしたりすることによって可能になるとは思いますけども、そうした実現の見通しがあるかどうかということについても検討しなければならないというふうに思いますし、例えば、その地域活動を含めて、あらゆるコーディネーター役も含めた指導役を教職員に委ねてしまうと、これがまた学校の過負担ということにもなりかねません。

そういう意味で、例えばその地域社会と学校とがどんなような連携や組織をつくって、子どもたちの地域社会でのその活動を守っていくか、あるいは、実現していくかというそういったことについてもきちんと研究をした上でないと、学校の週6日制をいきなり導入するということについては、これは難しいところだろうというふうに思っております。

(17番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） ありがとうございますと言いますより、私は週6日から5日になったときは、何のそういう問題が出ずに、5日を6日にしようと思うとそれが出てくるというのは大変勝手な話であると思いますが、この議論はまたにしまして、これで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。御苦労さまでした。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。よろしく願いいたします。

(午前11時40分)

---

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

---

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

新しい平成25年度であります、市長の施政方針、そのことによって、特に25年度は、国政の前

政権から新政権のもと、いわゆる復興防災対策あるいは成長による富の創出、暮らしの安全、地域の活性化、それから、そういったことについての国の新しい施策を、積極的に、郡上市としても情報収集に努め、取り入れ、そしてそういった問題に、郡上市の問題に、これからのことに、敏速かつ柔軟に、そして果敢に対応していかなければならないと、市長申され、基本政策のスローガンであります「次代へつなごう！ふるさと郡上の元気創造」をもとに、25年度の予算編成がされ、ただいま審議をしているところであります。

そういった中で、今回通告をいたしました一般質問であります。内容2点について、それぞれ担当より回答を求めるところであります。

まず、1点であります。議会の提言ということでもあります。このことにつきましては、さきの12月定例会において、もちろん議会といたしましても、議会行政改革特別委員会を設定しながら議会の改革に取り組んでおる今期であります。議員みずからの改革、研さんを含めて取り組んでまいったところではあります。さきの12月定例会、残り時間がなかったんですけども、新年度に向かつての新しい委員会も含めて、議会全体としての提言をさせていただきました。

そういったことに基づいて、予算審議の中でも、それぞれ踏まれているあるいは配慮されていることに気づかせておっていただきます。全体として、市長とされまして、この議会提言の取り組み、あるいはそのことについての新年度に向かつての市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えます。

ただいま山田議員から新年度の予算編成に際して、議会としてはそれぞれ3つの常任委員会の議論を経て議会提言というものを出したけれども、それにどう取り組んだかと、こういう御質問でございます。

御指摘がございましたように、平成25年度予算の編成に当たって、昨年12月21日に、議長さん、副議長さん、そしてまた3つの常任委員長さんお立ち会ひのもとで、議会としての提言を頂戴いたしました。

その内容は、総務常任委員会においては、防災活動への支援、消防団組織の充実、市民協働について、あるいは自治会活動への支援について、公共交通の利便性の向上について、空き家対策について、それから議会活動への支援についてというような7項目でございましたし、産業建設常任委員会におきましては、経済対策について、獣害対策について、土地改良事業の地元負担金について、また文教民生常任委員会におきましては、博物館・資料館等の有効活用について、あるいは子育て支援体制等を充実させるための組織の整備と、こういったことに、各般にわたる御提言をいただい

たわけでございます。

この御提言をいただきまして、早速、同日付で各部局に対しまして議会提言があったので、これを、そのとき、現在まだ進行中の新年度予算案の中で十分検討して、取り入れるべきことは取り入れるようにという指示をいたしました。また、後日開かれた庁議においても、頂戴をいたしました提言書の写しをそれぞれ各部局長に配付をいたしまして、十分検討をするようにという話もいたしました。

そのようなことで、この提言をでき得る限り踏まえたつもりではおります。

例えば、幾つか例を申し上げますと、防災活動への支援についてということで、特に自治会のほうで心配しておられます自治会の集会所の耐震補強工事等について、これは新年度の予算にその工事費といいますか補助金そのものをまだ予算措置はしておりませんが、25年度において、十分、その地元の方々と集会所、施設の耐震補強についての対応を検討していただくことにして、その耐震補強に係る地元負担については90%を助成をするというような方針も、この予算編成過程の中で固めたところでございます。

そのほか、消防団組織の充実等についても取り組みを進めておりますけれども、さらに取り組んでいくことといたしておりますし。

また、例えば、自治会活動への支援についてということでもありますけれども。これも、自治会に対する直接の金銭としての支援、新たな補助金ではございませんが、例えば、これまで各振興事務所長が、特に自治会の関係で、自治会で自主的にやられるいろんな簡易な補修工事等の材料の提供というようなものについては、増額をして予算を組まさせていただきました。また、そういう自治会からの細かいいろんな改修にということで、その材料の提供と修繕費と合わせて3,000万円のところを4,000万円にと、1,000万円ふやしたというようなこともございました。

また、市民協働センターについては、十分、やはり市民の理解を得るようにということなので、これはもう既に24年度から始めておりますが、これも引き続きやっていくことといたしております。

また、公共交通の利便性の向上ということについても、いろいろと住民の皆さんの、利用者の皆さんの意向を聞いて、中には、この4月1日からダイヤの改正等を行うものもございまして。こうした対応をさせていただきました。

また、空き家対策等についても、新たに、本格的に新年度から取り組むことといたしております。

そうして、経済対策等につきましては、経済活性化ということで今回もお出しをしております大型製材工場の立地等に対する施策。あるいは、今回、商店街といいますか地元商店の活性化ということで、先日来、御議論をいただいております、がんばれ子育て応援事業あるいは18歳までの医療費の無料化等に伴う郡上市商工会発行の郡上市内共通商品券による応援ということで、あわせて地域の商店の振興を図ろうといたしておるところでございます。あるいは、獣害対策等についても所

要の予算措置を講じました。

それから、いろいろと、子育て等についても、先ほど申し上げたような充実を図らせていただいたところがございます。

こうやって見てみますと、土地改良事業の地元分担金の軽減の問題とか、あるいは、まだ、博物館・資料館等の有効活用等については、十分な対策ができていない点もあろうかと思えます。今回十分対応できなかったものについては、引き続き検討させていただきたいというふうに思っているところがございます。

なお、今回、この御提言書をいただいたのが、もう既に、実質的には、副市長査定ぐらいまで予算編成作業が進んでいる段階でございました。そういうことで、この提言書に書いてあるもの以外に、私といたしましては、いろいろと、例えば、施策の充実というようなことで、子どもたちの奨学金の利子補給の問題であるとか、あるいは無利子貸付の限度額の拡大であるとか、あるいは沿道林修景整備の地元の市民協働方式による沿道林修景方式とかといったような、これまでの、今年度、1年間、議会といろいろ議論をさせていただいたような施策の幾つかも取り入れさせていただいたつもりではおります。

今回、こういうことが議会から提言という形で、私は出していただくことを非常によかった、ありがたいと思っております。お互いに政策論争と申しますか、政策をお互いに語り合い、その中からよりよい市の政策を出していくということは非常に大切なことでもありますので、ぜひとも、今後も続けていただきたいと思えますが、でき得れば、お互いにでございますが、もう少し早い時期に、お互いに意見交換をして、こういう方策はどうだろうと。政策目標を一致していても、その政策手段が、出してきたものが違うとか、そういうようなこともあり得ますので、もう少し、前もってお互いに議論を、忌憚のない意見交換をするということも大事かというふうに思います。

過去、1期目のときにも、一度だけ、来年度の予算について常任委員会ごとに懇談会やりませんかということで持ちかけてやったことはございますが、ことし、あるいは昨年度もちょっとそういうことはやりませんでしたので。この辺、予算編成のあり方の課題として、双方で、いろいろとよりよい方法を見つけながら、お互いに対話をしていくということによって政策を深めていきたいというふうに考えているところがございます。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 細部にわたって御答弁いただきました。ありがとうございました。また、時期的なことと言われましたが、まさに、議会側といたしましても、11月、12月に入ってから急遽でございましたので、執行部に対してはやや無理を申し上げたかもわかりませんが。今後、議会としましても、改革と議員みずからの資質の研さんを踏まえながら、より一層、郡上市政にかかわっ

ていきたい、議会の役割を果たすために取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお  
願い申し上げます。

続きまして、2点目に入ります。林業振興施策に関する質問であります。促進と課題、このこ  
とにつきましては、各議員もそれぞれ質問をされておりますが。

郡上市としましては、今回の大手企業の製材工場の進出については大きな期待を持って、我々議  
会としましては、将来的な郡上のこの山林について、林業、林産業について大きく期待をしてお  
るところであります。

前の議員の質問にも、直接的な効果、年間に十数億円規模を上回ると試算を示しております。そ  
ういったことの内容について一つ質問をいたしますが。

産業雇用の分野で、特に、今言いました製材工場の立地に係る用地の確保、造成やその他の周辺  
環境整備に対する支援を行いながら、林業、林産業振興というようなことに取り組むことでありま  
す。

大きく、やっぱり期待をする反面、昨日もデメリットっていいですか、課題のことに含めてもあ  
りましたように。その、今、大手の企業が求める量は5から10万立方であります。その求める丸  
太の材質とか樹種とか、もちろん針葉樹だと思いますが、杉、ヒノキ、松、その辺のこと。そして、  
もちろん、丸太自体の、製材自体が求めるのはやっぱり構造材でありますので、全ての丸太とい  
うことはいきません。そんなようなことがわかりますと、この材積自体は、相当な、やっぱり量っ  
ていいですか、それに関連する山林の伐採にかかわってくると思います。

それで、伐採とか搬出、運搬等のことも、きのうも話も出ましたが。そうなりますと、特に、山  
の持ち主が大きな面積を有した、あるいは市有林もそうでありますけども、財産区とかいろいろか  
かわってくるんですけども。そういった伐採を産出するためには、今は、やっぱり集材機で機械等  
が出されますが、林道の整備それから作業道等、そういったことをどんどん進めなければ、なか  
なか、まだまだそこは整備が行ってない。

そして、特にここで思うことは、前政権によって林産業の事業推進が、なかなか、後退をして  
おる、そういった中であります。もちろん、補助金のことについてもそうであります。そうい  
ったことを、より、新政権になって進めてもらいたいし、また、市としても、一応、支援をするとい  
うことがありますので、より一層の態勢を整えていただきたいと思っております。

それから、技術者の育成であります。継承であります。特に、道が整備されたところはそれでい  
いんですけども、ほとんどが奥山で、今はほとんど行われていない、やっぱり、索道、架線を張って  
索道をする集材方法。これは、もう、もちろん奥山で必ずそれをしなければいけないというところ  
あります。今、なかなか、そういったことをする現場の体験がないということでもあります。

それは、山林自体の、やっぱり採算面、いろんな形からいくと、なかなか、山林が、今、伐採が

できない状況にありますので、そういったことがだんだんすたれて、そういう技術者が高齢者になってくるということでもあります。今のうちに、まだまだ、今なら、そういった方は、もちろん森林組合あるいは各民間の企業の方もそれなりの研修あるいはそういう人を押さえてみえると思います。

ぜひとも、熟練者のそういった方の把握をしたり、あるいは若い人にそういったことの技術の継承をするようなことを、ぜひ進めていただきたいと思いますが。農林水産部長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 架線技術を継承していくようにしたらどうかというお話でございますけども。

木材の伐採、搬出を行うためには、現在は林道や作業道を利用することが多くなってございますけども、まだまだ、やっぱり作業道がない現場などがたくさんございます。地域条件により、やっぱり架線によらなければ搬出ができないといったようなところもございます。

実際、郡上市内でも、まだ架線を利用して搬出を行っている事業者もございます。架線技術は、やっぱり専門的な技術が必要であり、県でも、林業架線技術普及研修というようなこういった研修を実施しております、技術の普及継承に努めておるところでございますけども。市としても、技術者がこうした研修に参加しやすいように、費用の一部を助成するなどして支援をしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

（8番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ぜひ、そういった施策あるいは林業者に対しての指導をお願いしたいと思います。

それから、先ほどの補助金の関係は、できる限りの、市もそれぞれ組んでおっていただきますのであれですが、より一層進めていただきたいと思います。

それから、先ほど言いましたように、量の搬出はもちろん、そのためには、やっぱり除伐、間伐ではそういったことがうまくいくのかなってことも思いますが。そうなると、皆伐に絡んでくると思います。

もちろん、搬出者も採算面からしますと面積をまとめた皆伐ということが、取り組むと思います。山林のあるいは自然環境の環境の面、あるいは皆伐後の植林、将来的なやっぱりそういう計画、そしてまた自然林にするのか、その辺のことも、早くやっぱりいろんな形で取り組みがされていなければ、将来的に全て事業が入って、皆伐してまって、裸山で、あとは、またかえってその地域が、環境を含めたことで問題になるということもありますので、いろんな施策を打つべきだと思います。

が。

そして、また植林においては、実験林でやっておりますけれども、獣害の問題、鹿の問題ですけれども、そういったことの対策も含めてであります。

そして、先ほど言いましたように、大地主の方々はそれぞれいいんですけども、財産区とか市有林も含めてそうなんです。面積をやっぱりまとめようと思うと、所有者何人かのまとめをしなければなりません。そういった取りまとめに対する、いろんな、やっぱり問題も出てくると思います。特に、今は、山に余り若い方が関心がないということで、後継者についても、果たして自分の山の境界がどこなのかっていうような、なかなかわかりにくい問題が今出ております。

そういったこのことも含めて、例えば、業者が何人かに面積を求めた場合には、やはり森林簿に基づいた、もちろん森林組合も含めてでありますけれども、境界は、やっぱり委託されて、お任せいただいてやるようなことの、何かスムーズにいくような形をとらなければ、なかなかそういったことも難しい面も出てくるんじゃないかと思えます。

そういった中で、これは山林ばかりではありませんけど、今まで郡上市が進める地籍の調査については、なかなか予算組みしても、また量もそれなりに進んでおらないとありますが。

例えば、山林の地籍調査等については、森林組合もその資格を持っておりますが、今までは、市としては、まだそういったことに出していないと思えますけれども。森林組合が地籍調査をすることについて、これは今までの山林の皆伐の問題、それから財産区、市有林、いろんなことも取り組んでいかなければならないとも思えますが。

その辺のことで、担当部長と所管であります市長も含めて答弁をいただきたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 何点か御質問いただいたようでございますけれども、まず、皆伐の問題でございます。

皆伐の跡地につきましては、林地や水資源の保全のために、再び、やっぱり森林に戻るということが理想でございます。郡上市の森林は55%が植林された人工林でありまして、場所によっては、ほんとに人家の裏から尾根のてっぺんまでずっと人工林で植林されておるといふようなところもございます。人工林について、皆伐された後、植林し、再び人口林とするのか、あるいは天然力によって天然林とするのか、その山林がどういう場所にあるのか、集落に近いのか、奥山なのか、標高はどうか、気候はどうかと。また、周囲の森林はどういうふうな状況になっておるかとか。鹿の生息数、最近、鹿の問題も大変深刻な問題になっておりますけれども。そういった問題が、それぞれに、個別に検討をする必要があるというふうを考えております。

特に、鹿の食害が想定される場所につきましては、植林した苗木だけでなく、天然更新によって生えてきた広葉樹の若芽も食害に遭うというようなことがございまして、森林として成林しない

場合も少ないため、食害の防除の対策を十分に行うことが重要であるというふうに思っております。

先ほど、実験林でというようなお話もございましたけども、市有林のナカソレ市有林のほうで、ネットを使った鹿の侵入防止の柵を試験的にやってみました。

この結果でございますけども、結果的にはネットは有効であったということでございます。ただ、ネットのつなぎ目とか、あるいはそういったところから、若干、鹿が進入をいたしまして、一部食害はありましたけども、ネットの効果というのはあったように思います。

ただ、これは、ナカソレっていう八幡ですので、雪がそんなに降らないということもありますので、これが多雪地域になると、冬、ネットもつのかということもございますけども。この実験をしましたところでは、有効であったというふうに考えてございます。

それから、もう一つ、森林の集約化というようなお話でございますけども。

国の森林計画制度が変更になりまして、平成24年度から森林経営計画制度が開始をされたところでございます。これは、森林組合や林業事業者が、実際に森林の施業をする山を取りまとめ、集約化した上で計画を立てて施業を実施するというものでございます。

このため、森林組合や林業事業者では、森林所有者と十分調整を図りながら集約化に取り組んでいるところでありますが、山林の境界の確定につきましては、国の事業で、境界の確定や測量調査を行う森林整備地域活動支援交付金事業という、こういった事業がございます。毎年、森林組合等がこの事業を活用しまして境界の確認に取り組んでいるところでございますけども。何せ、森林区域が非常に広いということもございまして、必ずしも十分な効果が出ているということとは言えないかもしれません。

このため、市としましても、必要な予算の確保について、県や国に要望しているところでございまして、継続的な事業の執行を支援していきたいというふうに考えてございますので、お願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 森林の境界の明確化につきましては、今の農林部長の話のように、森林整備地域活動支援交付金ということにおける対応が現在もなされておることとございませぬけれども。

地籍調査事業自体を事業主体として森林組合がやられてはどうかというふうな御指摘が今ございました。このことにつきましては、国土調査法におきまして事業主体となれるということとありますので、県下にもそういう事例があるということではございます。

このメリットとしましては、やはり事業主体がふえるということによりましての事業進捗は図れるということになると思いますし、また森林組合さんは、それぞれ森林につきましてのデータを非常に蓄積されてみえるということで、そういうものが活かせるということもあるかというふうに思

います。

ただ、非常に、いわゆる、所有者の境界を明確化するだけではなくて、登記まで関係をしてくる、いわゆる不動産登記法に精通をして、そしてそれを法務局できちんとそういうふうにして受理をしていただくという一連の作業までしていくということにつきましては、事業主体としては、大変専門性の高い事務になるということでございます。

郡上市と森林組合の関係でいきますと、一定の業務をこれまでも地籍で受けていただいておりますので、そういうことはやっけていただいております。あるいは、境界の問題についても、先ほどの関渉はやっけていただいておりますから。さらに、この地籍調査事業本体を森林組合でやられるということになりますと、これは森林組合自体のお考えということにもなります。いわゆる、郡上市と同列でその事業主体となるということにつきましてはの組合としてのお考えということが、一番大事なことになりますので。今まで、そうしたやりとりがないという面もございますので、そういう御意向もお聞きをしながら、またそのように対応をしていくということにしていきたいというふうに思います。

なお、財政面でいきますと、郡上市でやっておる場合には、国と県で75%、4分の3ということですから、郡上市が4分の1、これに特交が8割ということになりますので、郡上市の財政負担は直には5%ということではありますが。組合でやられておる県下の一つの事例を見ますと、6分の1の事業主負担があるということでもありますので、その点につきましては、郡上市の負担がなくなる。あるいは、この点を御支援するとすると、市がやるよりは職員負担は減りますけれども、財政面では増嵩するという面もありますし。そういうことを総合的に勘案をしながら、進捗が図れる方法につきまして研究をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 皆伐等の将来性のことも含めて、ぜひ、早急な、やっぱり取り組みっていいですか、そういった検討をしていただきたいし、また面積集約について、先ほど集約化をするような事業がありますけれども、聞いてみますと、どうも面積が大き過ぎてなかなか大変だということも聞きましたし。それで、またそれより小さい面積以下の方には、そういった補助金は全く得られないということがありますので。その辺、何とか、全体的に受けられるような形のことでないと、全体の、やっぱり施業は進んでいかないということを思っておりますので、また極力そういったことの要望を含めてお願いしておきたいと思います。

また、地籍調査についてであります、ぜひ、一遍、森林組合はそういった資格がありますので、また聞いてみますと、調査の資格を持ってもおみえであります。どこまでできるかわかりませんが、市のやっぱり財政負担のことも考えるなら、また一部事業主体でも、万が一、森林組合であれば6

分の1でありますので、その辺は、市のほうが今4分の1の部分の多少プラスアルファの補助を出しながらでもやって、もし進んでいくのなら、そんなことも含めてやっぱり進めるべきではないかと思っておりますので、一考を頼みたいと思っております。

そこで、全体的なことで提案、提言をさせていただきますが。

先ほどの前議員のところでもありました、資源利用でありますけれども。今回、まきストーブとかそれから一部農業関係のボイラーの補助金のこともありましたけれども。ぜひ、一般家庭用のボイラーにもその枠を広めていただきたいと思っておりますので、お願いしたいということと。

それから、まきを集める関係のことでもありますけれども。

例えば、森林組合あたり、あるいは民間の業者もそうですが、間伐等をやった場合に、山に全くそのまま放置してあるという、切り捨てるのことがありますけれども。そういったのが、材料が欲しくても、個人的にさっさと行ってなかなかできないということがありますので。例えば、立て札等立てながら、ここは、もう自由に皆さん資源利用していいですよってというようなことがなされると、大変ええんでないかということをおもいますので。そんなことが、どう政策的にやられたらいいのかということも含めて、お願いをいたします。

それから、特にこのところ、二十二、三年ごろから外国の資本によるところの森林の買い取りということが、北海道含めてずっとあります。郡上にも、一昨年でしたか、話が一時あったようなことが覚えてありますが。そういったときに、いろんな形でやっぱり規制ができないか、条例をついてというような話もさせていただいたんですが。

不動産購入については、これは法律で決まっておりますので、それを制することはできませんけれども。一応、今、お隣の福井県では、既に、これ、資料を今届けております、手元へ行っておると思いますが、もう既に条例化をされて、このところの4月から発足するような条例化が進められております。森と水保全条例の制定、あるいは森林・里山保全条例の制定ってというようなことで取り組みをされておりますが。

郡上としても、特に、長良川の上流水源であります、岐阜県、木の国、水の国、山の国でありますので、そういったところから、ぜひとも発信するように、こういった制度で、届出制度、あるいは、しっかりした把握するような形の条例が制定できないかっていうことを提案させていただきますが、市長のほうから御意見いただきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、前段のまきストーブ助成等について、一般の家庭用ボイラーに対する、まきボイラーといいますか、そんなようなものに対する助成もというお話でございましたが。

これは、いずれにしろ、木質燃料という、環境にニュートラルであると、CO<sub>2</sub>の増加に対して中立的であると言われていた木質燃料をできるだけ使うことによって、地域資源の活用を図ると

もに環境に配慮をするという趣旨で始めておるものでございますので。一度、よく検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから、外国資本による林地の買収というようなことが全国的にもいろいろと危惧をされておりまして、森林経営をやるというのではなくて、むしろ水ビジネスをやるのではないかとか、いろんなそういうことがございまして、私どもも心配をいたしておりますが。

そして、特に、今、郡上市内においても、ある地域において相当まとまった森林がネット上で売りに出されるというようなことがございまして、そうしたものが外国資本の手に渡った場合にはと、ということで、懸念をいたしておりましたが。おかげさまで、その案件自身は、郡上市内の、ある、きちっと森林経営をやっていくというふうに言っておられます民間会社に取得をされましたので、この点については、心配はないというふうに思っておるところでございます。

実際問題、私ども郡上市としても、先ほど御紹介のあったような隣接県の市においても独自の条例を定めて、もう既に対応に立ち上がっておられるところがあるということでございますので。市としても、実は、事務方に対しては、郡上市として検討ができないかと。特に、水源林の保存という見地から検討ができないかということで検討はしておったんですが。いろいろ、そうこう勉強しているうちに、実は、岐阜県のほうで、岐阜県水源地域保全条例というものを立案されまして、今県議会にかかっておるところでございます。

そういうことで、この条例の趣旨は、県において、重要な水源地域というようなものを指定して、そして、そこに対する土地の売り主に対して、県に対して一定の届け出義務を課するというものでございます。こういうことをすることによって、何らかの、また必要に応じて、助言を、また県のほうからするというような形になるわけですけども。そういう条例の仕組みが今できつつありますので、余り何重にもこれをかぶせるということも、やはりどうかと思いますので。

ひとまずは、県の条例の制定あるいはその執行というようなものを見守りながら、それである程度の対応ができるということであれば、県条例の施行によって市町村もその条例の中に一定の役割を与えられておりますので、そういうもので対応をしてまいりたいというふうに考えております。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) ありがとうございます。それぞれ答弁をいただきました。

今、山の全体の、山を守りあるいは水源を守り、環境を守り、そしてまた郡上のより一層の林業、林産業が発展することを祈念いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(清水敏夫君) 以上で、山田忠平君の質問を終了いたします。

ここで、18番 田中和幸君より議長に暫時退席の届け出がありましたので、御承知ください。

◇ 森 喜 人 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、3番 森喜人君の質問を許可いたします。

3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ただ、ちょっと3番まで行けそうにないというふうに思っておりますが、1番、2番ということで、市長に4回答弁をいただきます。それで、できれば、五、六分ぐらいで答弁いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、公共事業についてということでございます。

公共事業というと、どうしても公共事業悪玉論というのが、大体、皆さんの頭の中に浮かぶんだろというふうに思います。しかし、今回のアベノミクス、「安倍首相」プラス「エコノミクス」からアベノミクスという言葉ですが、アベノミクスでは、目標をデフレ脱却ということでございます。

このデフレ脱却ということで、もう既に、いろんなニュースなどを見ておりますと、トヨタとかホンダとか、労働組合の満額回答を出しているというようなことがありまして、非常に、景気回復ということが何となく感じ、私どもの懐は変わりませんが、何となく変わってきているような感じがするわけです。

デフレの脱却のための三本の矢として、公共事業というものが挙げられています。財政出動であります。そして、もう一つ、金融政策と成長戦略ということですが。この金融政策ということは、名目経済成長率3%、日本銀行がお金をジャンジャカ刷っていくということです。それから、成長戦略というのは、今、 아이폰なんていう携帯電話がありますけれども、こういうものも、日本はガラパゴス携帯と言われまして、なかなかそういう分野も進展していないというようなことで、成長戦略も組んでいかなければならないんでありますけども。

最もやりやすいといえますか、かつて来た道と言われればかつて来た道なんです、公共事業というものが一番手っ取り早いということにもなるんだろうと思います。

しかし、私は、かつて来た公共事業は基本的には反対であります。しかし、公共事業といいますが、2種類あるんだろうなというように思います。

一つは、積極的な投資ということです。これは、はっきり言って公共事業による景気浮揚を全面的に出すわけではありますが。実は、安倍総理は、藤井聡という、御存じかと思いますが、を内閣官房参加に入れました。彼は、実をいいますと国土強靱化論を訴えまして、要するに、公共事業を徹底的にやるべきだという方です。その方が参加として入っているということですから、安倍総理はそうした形で進めていきたいと思っているということは事実だと思います。

彼は、10年間で200兆円のお金を公共事業に投資しようというふうな考えでありますし、整備

新幹線の必要性なんかも説いています。それから、太平洋ベルト地帯だけが、要するに発展をしますので、そこら辺に地震が来ますと、一気に日本が潰れてしまうから、もっと全国的に発展をさせる都市をつくろうというような、これが国土強靱化論ということでもあります。

しかし、私が、きょう申し上げたいのは、それもありますけれども、最低限必要な公共事業と。つまり、減災・防災ということです。このことは、必ずやっていかなければならないというふうに思います。

今、国土交通大臣は太田国土交通大臣でありますけれども、過日、2日前であります。3月11日に震災が起こって2年たちました。その2日後、3月13日に、衆議院国土交通委員会で所信表明をされました。その中に、まず第一に震災復興をしなければいけない。これは、第一です。その次に、国民の命と暮らしを守る取り組みが必要であります。高度成長期以降に集中整備したインフラの老朽化が待たないであります。防災・減災に力を入れることが大事であります。こういう所信表明、冒頭の所信でありますけれども、そうしたことを言われました。そうしたことを、私は、最低限これやっていかなきゃいけないということだと思います。

そうした中で、郡上市の中にいろんな橋だとか学校等ありますけれども、老朽化した箇所の数であるとか、現状、急傾斜地の箇所とか、そういつて即対応しなければならないこと。そして、できれば、そうしたものにどれだけの予算が必要なのかというようなことも含めて、まず御答弁いただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 森嘉人君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ちょっと五、六分ではちょっと難しいかもしれませんが、なるべく短くお答えをしたいと思います。

今、お話しがございましたように、郡上市においても、やはり必要な、特に防災・減災という、特に人命を守るための工事というものは必要だというふうに思っておるところでございます。そのことが、ひいては、そうした、先ほど田中議員もお話ございましたが、地域の建設産業等にとっていい波及効果をもたらせば、それで二重にいいことだというふうに思っておるところでございます。そこで、若干、郡上市の概略を、そうしたものの概略を申し上げたいと思いますが。

まず、郡上市には、公共施設、これは道路とか橋梁とかってということじゃなしに、むしろ俗に言う箱物施設のようなものでございますが、これが全部で725施設ございます。この中には、消防団のポンプ倉庫、詰所というようなものが95ございますが、あとは学校とか庁舎とか諸施設といったようなものでございます。

そこで、郡上市としては、こういう箱物についての命を守るということでは、御承知のように、今、まずは小中学校の耐震補強化ということでこれをやっておりまして。これまで、市内の小中学

校については、そういう補強を講ずる必要のある施設を、対象数を54棟というふうに見ておりますが、平成24年度までで33棟を実施いたしまして、平成25年度から残りの21棟を計画しております、遅くとも平成27年度までには完了をしたいと。でき得る限り26年度までに、たくさんのそうした工事ができるようにしたいというふうに思っております。

それから、725もあるわけですから、全部が全部そうしたことをするというのではなくて、やはり、行革の中で、施設の必要性の有無といったようなものも考慮をしながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、道路、橋梁の関係ですけれども。現在、私ども郡上市が管理しております橋梁は、全部で1,236カ所ございます。それで、そのうち、いわゆる郡上市道という形で市道の中で管理しております、かかっております橋が888橋、それから林道にかかっております橋が329カ所、それから農道にかかっております橋が19カ所で、合わせて1,236橋でございます。

それで、現在、特に、主として問題になるのは、この市道にかかっている橋でございますが、888カ所かかっている橋のうち、15メートル以上の長さで15年以上経過をしている橋、まずこれを最重点にいたしております。

これについて、これまでに、その15メートル以上、15年以上というのは243カ所ございますので、これを、順次、今、長寿命化の計画ということで立ててきておりますが、平成24年度までで182カ所終わっております。したがって、あとの平成25年で61カ所の点検を行って、どんな措置を講じたらいいかということを進めております。実際に修繕を行っているものは、平成24年度で4カ所、25年度計画してるもので4カ所、平成26年度以降も順次やっていきたいというふうに思っております。

それから、トンネルでございますけれども、郡上市が管理している郡上市内のトンネルは全部で8カ所、8トンネルございます。これについては、例の笹子トンネルの事故がございましたので、建設部において早急に点検をいたしました。その中で、今、一番、若干、トンネル内の側壁等で水がしみ出るとかというような形で、何らかの手を打たなければならないというふうに判断をされたのが、一つは城山トンネルでございます。それから、もう一つは、大規模林道上にございます小川から馬瀬へ抜けていく馬瀬トンネルでございます。この2つについては、現在のところ、平成24年度の補正予算から対応をしていくということで、今かかろうといたしております。

なお、それから、先ほど言い忘れましたが、林道と農道にかかっている橋については、大方の点検をいたしておりますが、現在のところ早急に修繕をすべき橋はないというふうに認識をしてるところでございます。

それから、急傾斜地でありますけれども、これは、現在の、県のほうで土砂災害の危険区域指定等を行っておりますが。郡上市内の、いわゆる急傾斜地あるいは土石流の流出危険の場所ということ

で、特に特別警戒区域と言われる、いわゆるレッドゾーンと言われるところは、急傾斜地で1,076カ所、土石流の特別警戒区域で355カ所ということで、1,431カ所ございます。

これを1カ所、仮に1億円ずつかけてハードの対策をしたとしますと、1,000億円ほどかかりますし、これを仮に県が2億円ずつ郡上市に投入したとしても500年かかるということでございますので、とてもすぐにそれをやりおおせるというものではございません。

むしろ、この指定は、こういうところが危ないですよということを住民の皆さんに知らせるソフト対策のほうに意味があると思いますので、十分、そういう危険を周知していただくということとともに、その中でも緊急を要する工事については手をつけていっていただくということをお願いをしましろうというふうに思っておるところでございます。

それから、上下水道という施設がございまして、これについても、郡上市は、大変たくさんの施設を持っておりまして。ざっと言いますと、水道で59施設、管路は、何と865キロメートルにわたります。それから、下水道につきましては37施設で、地下に埋められている管路は525キロメートルにわたります。したがって、どんどん、早い整備のところは経年劣化とともに危険になるというようなことで、これらについても一定の基準、何年以上たったところというような形で、優先度を持ちながらその整備を進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、こうしたことをやっていくためにも大変な財源が要るわけでございまして、先ほど、田中議員のほうから、実質公債費比率は気にせずどんどんやれという、いわば田中カズノミクスとも言うべき、いわば一本のやり戦略のような、その御提言もございました。今、いらっしゃいませんので申しわけないですが。(笑声)

そういうことでございますけども、やはり、財政というものを考えていながら、しかし、可能な限りの投資をしていくということだろうと思います。

今回も、平成25年度に、まだ国の予算に対応したいろんな公共投資というものは、あるいは追加のものがあるかもしれません。しかし、現在、平成25年度の予算としては、いわゆる通常債の25億円という範囲のぎりぎりのところまで、通常債と災害復旧事業債で組んでおりますので。郡上市としての、なかなか、受け入れ余地は財源的には厳しいんですが、いろいろ、これからの財政の状況、交付税の決まり方、あるいは、今後の、場合によっては基金の活用といったようなことも含めて、必要のあるものは受け入れていくという形で対応してまいりたいというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) 18番議員がおられなくなりましたので、代理で来ております。

実は、太田大臣の続きのコメントがありますので、紹介しておきます。「今から20年後には建設から50年以上経過するトンネルや岸壁は約5割、橋は約7割にまで達します。社会資本が急速に老

朽化することを踏まえ、戦略的に維持管理、更新の取り組みを進めていく必要があります。これを促進するため、建築物の耐震改修促進法、道路法、河川法などを改正する法案を提出いたします。こうした取り組みの主たる担い手である地方公共団体を支持するため防災安全交付金を創設し、積極的に支援してまいります。さらに、長期的な観点から、災害に強い国土構想に向けたグランドデザインを提示してまいりたいと思います。本年を社会資本メンテナンス元年と位置づけ、全国の現場でしっかりと取り組んでいく決意です」という話なんです。

ということですので、私、田中さんの代理で来ておりますので言いますが。来年度、実は消費税が8%に上がります。その条件として、実は、消費者物価指数2%っていうのが、これが条件なんです。ということは、これは、私はそう簡単にできることではないと思ってます。公共事業をさらにやるか、補正予算でやるかということも含まれてくると、実は思っております。

そうした意味では、私は、これから、ちょっと、今お話されましたけれども、市長の覚悟と申しますか、そういうことも必要だし、またそれに対する準備も必要なのではないかということ強く感じているところであります。

市長は、この3月議会に、がんばれ子育て応援事業とか、高校生まで医療費無償化とか、奨学金の補助拡大をされました。私はこのこと反対ではありませんけれども、しかし、もしかして国がどんどん公共事業をやれということになってきますと、私は、二兎を追うことにならないかということ心配しております。

そういうことであれば、やっぱり公共事業に対してもある程度覚悟しておかなきゃいけないし、また、この子育てについて6年間保障するわけですから、これはかなりの事業費になります。こういう2つの事業を、しっかりと覚悟をしてやっていくという腹がないと、大変なことになるんじゃないかなど。要するに、二兎追う者一兎を得ずじゃなくて、二兎追う者将来に借金をさえ残すということになりはしないかというふうに思いますが、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私は、今回、がんばれ子育て応援事業というのを出しましたが、これは昨日も申し上げましたように、郡上の少子化という大きな課題に対応していくために、何としても子育てに魅力的な郡上をつくりたいという大事な一兎を追うつもりでおります。

それで、この問題については、いろいろ考えてみますと、もちろん、第3子、4子が、郡上市の財政を圧迫するほどたくさん、政策の効果があらわれて、多くなれば、それも一つの政策効果だとは思いますが。

残念ながら、現在の郡上市の年齢別の階層人口を見てみますと、これから郡上市の出産力は、一人一人のお母さんがどれだけ頑張っても、そんなには伸びない。そういう中で、現在、1年間に大体300人生まれる子どもさんの中で、60人程度が3子、4子、5子というような方であるという中

で、これを6年間続けていっても3,600万円という財源よりもふえることは、ふえたら人口がふえるということで、ある意味では政策効果があるんですが、それほど大きくふえないという、ふえることは恐らくないだろうという見通しのもとに、今回政策を出しておるわけでございまして。何とか、そのじり貧になるところを維持をしていくという考え方でおります。

このくらいの子育て支援が、先ほどおっしゃったような郡上市の公共事業等必要な事業を今後やっていくための著しい財政圧迫要因になるとは考えておりません。したがって、当然、そういう時流に即した形でやらなければ、時を失するというような公共事業については、可能な限り、さっきも申し上げましたように、約100億円ほどの基金も持っておるわけでございますので、そうしたのも活用しながら進めたいと思います。

ただ、私も今思っておりますのは、国のほうも強靱化論とかアベノミクスとかいろいろございすけれども、そんなに長くは、今の公共投資の、いわば、言葉は悪いかもしれませんが、大盤振る舞いといいますか大きな拡大はそんなには続けられないだろうというふうに思っております。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。

私、公共事業の質問、今しておりましたが。これから、ちょっと福祉といいますか、国民健康保険のほうの話に入ってまいります。

今の時代、子どもたちに対するお金の投資は、かなり、やっぱり少ないと思います。お年寄りに重視ということになっておりますので。そういう意味では、今の子どもたちの政策、賛成なんですけれども。ぜひ、公共事業のほうにも、意識して、基金ということも言われましたので、ぜひ国の政策に対応していただきたいということをつけ加えておきたいと思います。

それでは、医療費の削減をして、健康社会の実現ということで質問させていただきたいと思えます。

特定健康診査と保健指導ということが精力的に行われておまして、心から敬意を表したいというふうに思えます。第2期特定健康診査等実施計画作成ですか、平成25年度から29年度まで、重点目標として、やはり特定健診を重点的にやられるということでもあります。

国民健康保険っていうのは、加入率が、郡上の場合は39%ぐらいでありますけれども、あと六十何%の人たちが別の保険を使っているわけです。そうした意味では、社会保険加入者も含めた議論が必要であるということも、全国的な議論が必要だということを思えますけれども。

とりあえず、国民健康保険への新たな取り組みということで、実は紹介したいことがございます。

それは、広島県の呉市というところ、これは中国木材なんですけれども。ここは、実は、国保財政を自治体レベルで改善をしたということで有名な市でございます。要するに、財源不足による保険料

の値上げを避けるために、医療費自体の削減施策を検討したということなんです。

呉市というのは、人口24万前後の都市でございまして、郡上の5倍ぐらいになります。それで、彼らは、保険料の財源は市民から徴収した大事なお金であるので無駄があってはいけないということで、まず3つのことをやったそうです。

一つは、国保のレセプトの点検をしたということです。そして、レセプト点検をして、そして治療内容、処方された薬をチェックして、そしてデータベース化をして、そしてどうしたかという、ジェネリック薬品へと切りかえていったと。これは、全員ができるわけではなくて、呉市の3分の2の方が可能と判断をいたしまして、該当者に差額通知を送って、そしたら7割が切りかえをしてくださったと。その結果、年間1億円の国保の、要するに、療養費、それが削減できたということでもあります。これが、一つの努力です。

もう一つは、保健師による訪問活動を実施されたと。これは、あくまでも保健指導としてやられたということでもありますけれども。月に15回以上同じ病院に通う頻回受診者、こういった人とか、同じ病気で複数の病院に行く重複受診者、おられますよね、結構、同じ病気でいろんなところに行く人みえます。そうした方々をチェックして、ぐあいを聞き、そして地域の健康サークルなんかを紹介してあげたということなんです。郡上市にも、スポレクとかって、スポーツレクリエーションとかそういうのがあります。ああしたところを紹介したということなんです。そうしたら、市民の3分の1が受診回数を減らしてくれたということでもあります。これは2つ目です。

3つ目が、外来医療、1年間200万円以上も利用している高額レセプトに焦点を絞って、そしたら、高額医療者が対象は300人みえたということでもありますけれども。その中で、糖尿病を患っている人が大変多かったと。糖尿病の推移を見ますと、軽度であれば投薬のみで治療できて、医療費は年間1人当たり5万円程度。インシュリンを投入しなきゃならなくなりますと、年間50万円。さらに、重度になりますと人工透析が必要になって、年間500万円。人工透析の費用は、国民健康保険で、呉市の場合、年間8億4,000万円まで行ったというふうに言ってるわけです。

それで、とにかく新たな人工透析者を出さないということが必要だというふうに意見集約がされて、とにかく、人工透析一步手前の50人を集めて、そして本人に了解を得て、そして栄養指導を徹底的にやって、その後は透析患者を一人も出していないというふうに言ってるわけでもあります。

この3つの例を見て思うのは、とにかくターゲットをしっかりとしてるってことです。個人情報保護法とかありますけど、しかし、そうでなくて、やっぱり保健指導ということでやるということなんです。ターゲットを絞る、そしてあくまでも訪問をするそうなんです。1人ずつ訪問をする。そして、その生活環境を見ながら指導するということだそうです。

そして、そういったことで、これからは、私は、そうした意味で、行政から市民にアプローチして、市民一人一人に対応する。そういう対応をしていかないと、十把一絡げではなくて、一人一人

に対応するやり方をやっつけていかないと、こういったものも減っていかないのではないかというふうに思っております。

団塊世代が退職して国保にも加入してまいりますし、いろんな状況が出てまいります。そうした中で、こうした努力に対して、こうした取り組みに対して、市長としてどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 国保におけるいろんな取り組みということで、呉市の例をお出しになりました。私も、今回、何かと、これ、呉市は御縁ができるなというふうに思っているところがございますが。

まず、呉市の取り組みというものを、私も、若干、資料を拝見しまして、本当に、市としてこれは取り組まなければ大変だということで、積極的に真摯に取り組んでおられる姿に、まず敬意を表したいというふうに思います。

幾つか御質問はございましたが、やはり、私ども郡上市も同じようなアプローチをする必要はあるというふうに思っております。大体、国保の郡上市における年間のレセプトという件数ですけども、いわゆるレセプトの件数ですが、17万9,000件ぐらいのレセプトというものがありまして、こういうものが一つの手がかりになるわけでありまして。

今お話がありましたように、でき得る限り、その医療の上で、最初の開発された薬品じゃなしに、いわゆる後発薬品、ジェネリックと言われるものを使っただけということによって、その価格差が少しでも安ければ、それがひいては国民健康保険の給付費も安くなりますし、何割か負担をされております御本人負担も安くなるということで、いわば、同じ薬効であればみんながいいじゃないかということになるわけでありまして。

したがって、呉市はそういうお取り組みをされたわけでございますが。実は、岐阜県においても、ようやく、呉市などの先進地の取り組みをやはり見て取り組まなければいけないということで、岐阜県国保連合会では、今年度、24年度から試行的に、モデル市町村において、既にやっております。それで、来年からは、全市町村においてジェネリックの通知をやる予定にいたしております。そういうシステムを、今整備をしております。

とりあえず、各市町村ごとに一定の基準をもって、これは価格差が非常にあるなど、あるいは、それからジェネリック医薬品もお医者様との、やはり医師会等との話もきちっとしながら、勝手にこういうのにジェネリック薬品がありますよっていう形で御通知をしたら、お医者さんが、いや、ジェネリック薬品は、それはそれで一定のあるところの効果はあるかもしれないけども、それ以外のところもあるんだということで、微妙な違いとかっていうこともありますので。その対象になる医薬品は、県の医師会などとも相談をして決めて、とりあえず、全市町村について、年2回、一定

の患者さんのレセプトについて、そういうジェネリックについての通知をすると、そうしてその効果も把握をするという取り組みを、来年度、平成25年度からやるということで。

郡上市については、年間、そういう通知件数を、500件を年に2回やるというような、今、予算で、必要な予算を組んでおるところでございます。

それから、大変、1カ月に15回以上とか、いわゆる、そういう頻回の受診者。これは、郡上市の場合に、国保のレセプトから見るところによりますと、年間で377人ぐらい、そういう15回以上受診をしておられる方があるというふうなデータが出ておりますし。また、1カ月に3つ以上の医療機関を回っておられるという方も、約117人ほどいらっしゃるというふうに把握はいたしております。

しかし、こういう方々に対する指導というのは、一つ間違ると、人権侵害だとか、いろいろな問題もございますので、慎重に対応していく必要はあるというふうに担当部局も思っております。県内においても、若干の市町村で、そういう保健師による訪問というようなことをやってるところもございますので。こういう実態は把握をしておりますので、できるだけ適切な方法で、やはり、そうした方々の、まずはどういう形で、そういう、たびたび行っておられるかとか、あるいは何種類も行っておられるかというようなことを把握しながら、やっぱりその方の身になって、親切的な医療指導をしていくという中で、結果的にそういうことが不必要なものがあったりすれば、そういうものは、やはりなくしていければいいわけですから。そういうことで、これについても、やっぱり注意深く、慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、特に、高額医療の中で、人工透析でございますが。大体、これも実績をつかまえますと、郡上市で、透析を受けておられる方が、23年度で34人、24年度で32人というような形でおられます。こういった方々は、本当に大変だろうと思えますけども。

こうした方々の透析を受けられるもう一歩手前と、このまま放っておいて、きちんとした治療をしないと透析をしなきゃならなくなりますよというような方が、おおむね98人、100人ぐらいいらっしゃるということを、特定健診とかそういうところでつかまえておりますので。こうした方々には、そういう特定健診等の後の指導等で、やはり、これも適切に対応しながら、目的は、そういう透析に陥らないようにするということですので、そういうことをしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしろ、こうしたことが、そうした病に苦しんでおられる方自身のためでもあるし、ひいては国保の負担の軽減。それが、例えば、それぞれの国民健康保険税等への軽減というようなことにも結びついていくので、非常に大事な課題だと思って、そうした呉市の対応などをよく学びながら対応してまいりたいというふうに思います。

(3番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 森喜人君。

○3番（森 喜人君） ぜひ、一軒一軒訪問されることをお勧めしたいと思います。難しいところもあるかと思いますが。どんなところで生活してるかということを見るということは、非常に大切だろうというふうに思いますし。そういったところから、またいろんな人間関係もできていくと思います。

それから、執行部におかれましても、また議会もそうだと思いますが、こうした先進地域を学ぶことも必要なというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、そうした中で、健康ということが、非常に、健康で長生きできるということが理想だというふうに思いますけれども。

市長も、県職のときに、鏡島大橋を通過って県庁へ歩いていかれたと、有名な話でありますけれども。今でもずっと歩いておられるわけですが。歩くことに対して、非常に意識があるといひますか、関心の高い方だというふうに思っております。

そうした中で、歩くこと、走ること、軽い運動、そうしたことが非常に重要だというふうに思ひますが。私も、郡上市のスポーツセンターなんかに行つて運動するんですけど、なかなか痩せないんですけれども。そうした努力もしてつつもりです。

そして、また、高鷲で、今、私もノルディックスキーを、おとしぐらいから中学生に指導するようになりました。私もかつてやったことあったもんですから。やっぱり、雪を利用して雪の上を走るというのは非常に重要なことだと思ひますし、そういったことでいろんな方々から応援をいただくようになっております。

また、和良中学、今は和良中学とは言ひませんね、郡上東中学校ですか、和良中学から伝統的に駅伝だとか陸上競技が非常に盛んです。元旦マラソンなんていうのもありますが。ああしたことを、どんどん、私は、郡上市内に広がっていけばいいなと。何か、和良だけでやっておられる。あそこは、元旦、雪が降りませんから、基本的に、いいなと思ひますけれども。そうしたことも、どんどん郡上市全体で広げていってほしいなと思ひます。

そういった中で、郡上市で、いろんな企画が、走る企画、歩く企画、散策するようなこと、いろいろあると思ひます。そうしたことを、ちょっと幾つか挙げていただきたいなと。商工観光部管轄、福祉部管轄、教育委員会管轄、それぞれあると思ひますが。そうしたことがわかれば、教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 郡上市におきましては、例えばシニアクラブ、そういったところが軽スポーツという形で、いろんな形でやっておられますし、また教育委員会関係の事業としてもいろんな各

種の軽スポーツというものが、これはもう年間を通じていろいろとやられているところでございます。

こうしたものを、幅広く今後も盛んにやっていくということによって、市民の皆さんが、よく言われる競技スポーツとしてのスポーツというのもあるんですが、楽しみながら健康を守っていくというのを、やはり今後も続けていきたいというふうに思います。

歩くということについてですが、これは、なかなかうまく書いてあるなと思ったのがあるんですが。あるスポーツシューズの宣伝文句の中に、「この靴で歩苦を歩喜に変える」ということで、「歩く」の「く」が苦しいの「苦」になっておりまして、「歩き」の「き」が「喜び」になっておりまして。要は、歩くということが煩わしい、嫌なことではなくて、歩くということが体を喜ばせる、そういうウォーキングといいますか、そういうようなことになるのが私も理想だというふうに思っておりまして、今、お話のあったようなノルディックウォークとか、そういうようなことは、今後、郡上市において盛んになっていけばいいというふうに思っているところでございます。

(3番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 森喜人君。

○3番(森喜人君) ありがとうございます。いろんな企画があるんだと思います。そうした企画を、ぜひ、私は1カ所でまとめることがいいのかなというふうに思っているんです。そこで、高鷲に住んでいても、八幡とか和良とか明宝とかそういったところ、どういったところあるかということもわかるようにしてほしいなと思うんですけども。

そういった意味で紹介をしたのが、ノルディックウォーク協会という協会がございまして。これは、布田部長も、ちょっと、ちらっとこの前言われましたけれども、社団法人ノルディックウォーク協会、ノルディックウォーク連盟というんですが。これは、もう世界的な組織です。もう二十二、三カ国がありますし、日本の中でも10件以上が参加をしております。

その中で、岐阜県も参加をしておりますけれども。この岐阜県の中に、郡上の中に、実は岐阜県の会長がみえます。そして、堀谷先生もスポーツドクターとして入っておられます。それから、ノルディックの選手の福田選手、あの方も加入をしておりますし、そうした方々がまとめておられるわけでありまして。大変、ノウハウもしっかりと持っておられますので、そうしたところを頭にして、郡上市全体の、そういった、歩く企画のことをまとめてもらったらどうかなというふうに思います。

鳥取県の一つの取り組みの例を挙げてみたいと思いますが。鳥取県というのは、とにかく一番歩かない県民なんだそうです。ですから、自動車でほとんど移動をするということで。そこで、実は、このノルディックウォーク協会が入って、県で、全体で取り組んでみえます。

県内で12市町村の推奨するウォーキングコースをガイドブックにして、こうしたもんなんですけ

ども、こうしたガイドブックにして、そして皆さんにいろんな景勝地だとかそういったところを歩いてもらっております。県民はもとより県外からも観光客をたくさん呼び集めているということです。

楽しみながらウォーキングに取り組んでいただくシステムを開発したと。あらかじめ設定されたコースやパソコン上でみずからが設定したコースに携帯電話を持って出かけて、携帯電話やスマートフォンのパケット通信により、スタート地点、通過点、ゴールの地点、情報を得ることで、歩行距離などが記録できるシステムなんだと。一定距離に達したときは記念品なんかもあげてるというようなことで、そうした取り組みも県を挙げてやっているらしいんです。

そうしたことを、ぜひ、いろんなところを歩いてやるんですが、ノルディックウォークって御存じかと思うんですが、つえ持ってこうやって歩くんです。非常に健康にいいということで、普通歩くよりも120%の消費があるということで。そうしたことで、ぜひそうしたものを取り組んでほしいと思いますが、その点について、市長の最後の答弁をお願いします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） ノルディックウォークについては、ただいま御紹介にありましたように、非常に有益なスポーツだというふうに、運動であるというふうに思っておりますので、いろいろ関係者の御意見等も聞きながら、ぜひとも郡上市において盛んになるように。

これは市民の運動ということもございますし、また、今、高鷲のひるがの、あるいは大日ヶ岳山麓というようなところでは、観光資源としても一つ定着をさせていこうという努力がされておりますので、十分そのことを踏まえながら御相談をしてみたいというふうに思います。

○3番（森 喜人君） 以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、森喜人君の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。

(午後 2時19分)

---

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

---

#### ◇ 渡 辺 友 三 君

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君の質問を許可いたします。

15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、議長より許可いただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。ここまで来ると、大分、質問も重複しとる点がございますので、勝手に変えさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、1点目でございますが、子どもたちの安心・安全確保ということでございまして、これも昨日も出ておりましたが、若干、内容も変更する中での質問とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

昨年の4月以降に、登下校中の児童の列に車が突っ込み、死者が出るという痛ましい事故が多発しております。幾ら、子どもたちに交通安全教育をして、またルールを子どもたちに守らせておいても、大人の不注意や無謀運転により、いつ事故に巻き込まれないとも限りません。決められた通学路にも危険は潜んでおります。子どもたちは、毎日のように、その危険にさらされながら通学、登下校をしておるような状況でもございます。

昨年は、学校が中心になられたのか、PTA等で地域の通学路の危険箇所の点検等、アンケートが実施されたと伺っております。来月早々には、また新たな新入学児童が登校してまいります。歩道、車道の分離の重点に、カーブミラーの設置や子どもの目線を妨げる、また子どもの姿を遮るような道路上の看板等の歩道の障がい物等、また塾帰り、防犯灯、街路灯の照度の確保など、いろいろな点が前回の調査でも出ておることと思っておりますけれども、現状までの状況についてお伺いしたいのと。

もう一点、加えて、緊急事態に対する指導ということでも、あわせてお伺いしますが。普段の子どもたちの生活の中で、学校内であるならば、先生方の適切な対応で安全に指導されていくことと思っております。しかし、放課後また休日等においては、交通事故や、また火災、地震、また不審者など、そういう緊急事態に直面した場合の子どもへの対応、またこういうことは大人でも大変難しいことがあるかと思っておりますけれども、子どもたちにも常に意識させておかなければならない問題と思っております。

一番には、まず自分の身を守ることからではありますが、場合によっては大声を出すなどして、人も助けられるということでもございます。地域を一緒に巻き込みながら、また家庭との連携を図りながら、学校における緊急事態に対する子どもたちへの指導と学校としての対策はどのようにされているのか、あわせてお伺いをしたいと思っておりますので、よろしく御答弁のほどを、教育長にお願いたします。

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、子どもたちの安心・安全の確保ということで、通学路等を中心とした点検とその結果等についてお答えをさせていただきますと思います。

以前に、建設部長からもかなりの部分について答弁がありましたけれども。当時、幾つかの見直しあるいは点検をして、改善を要望されたところが34カ所ございます。その中で、具体的には横断歩道、それから歩道、そしてガードレールの設置、またカーブミラーの設置とか角度の調整、そして信号機の設置、それから標識や表示の設置、側溝のふた、フェンスの設置と、こうした点につ

いて改善の要望が出されました。

この要望を踏まえて、国道については6カ所について改善工事についての計画が作成済みで、しかもその計画につきましては、説明も行っておりますので、改善の見込みが立っております。

例えば、歩道のガードレールを設置することですとか、あるいは減速を示す路面の表示ですとか、横断歩道の取りつけ口に待避所を設置することですとか、こういった改善箇所については、時期的にはちょっとまだはっきりしませんけれども、改善の見込みということになっております。

また、県道、市道につきましては、既にもう5カ所は対策が済んでおりますが、交差点の改良ということですとか、あるいは横断歩道のマークの引き直し、それから減速表示、こうしたものについては、既に対策を終えております。

あと、まだ21カ所以上改善をすべきところがあるわけですが、例えばカラー舗装をすることとか、あるいはカーブミラーを設置することとかそういったものがございましてけれども、これについても計画をもう既に立てておりますので、こうした計画に基づいて改善を行ってまいります。

残りの部分については、今後さらに検討をより進めていく、その上で整備をしていくというふうには、今のところ、私としては見込んでおります。

それから、2つ目の御質問の緊急時の対応も含めてお答えをしたいと思いますけれども。

これにつきましては、防災教育を重視するというに尽きるというふうに思いますけれども。命を守る訓練ということで、できるだけ、今までのような形にはまらない訓練を、まず学校できちんと行っていくということが大事だろうというふうに思います。

このことにつきましては、学校の周囲の状況ですとか、あるいは地形ですとか、さらには、場合によってはその気候に条件等を踏まえて、火災それから地震、あるいは水害、雪害、こうしたことを想定して、年間に少なくとも3回の訓練を行うと。

その中で、例えば、大水が出た場合に、川はどういう危険があるのか、近づいたらどういいう危険があるのかというような具体的な知識を子どもたちにきちんと教えるということが大事であろうと思いますし。地震が発生した際に、天井からあるいはガラス窓、そういったものが落ちてきたときにどういった危険があるのかという、そういう具体的な事実を一つ一つ丹念に教えて、知識としてきちんと定着させていくことが大事だと思います。それが、意識につながっていくというふうに、まずは思っております。

それから、もう一つは、そうした地理的な条件とか気候の条件以外に、今度は学校の中の、いわば授業中だけではなくて、生活の状況に応じた命を守る訓練。例えば、登下校中ですとか、あるいは休み時間ですとか、給食の時間、さらには掃除の時間、こういったさまざまな場面を想定した訓練を行うということによって、先生がいない場合に、自分はどうか行動すればいいのか、友達とどんな声をかけ合えばいいのかといったようなことで、自主的な判断をする力といったものについても、

こういったことの積み重ねで、一人一人にきちんと身につけさせていきたいというふうに思っております。

その中で、現在、郡上東中の校区で防災教育の推進事業を行っておりますが。その成果の一つとして、家庭や地域との連携を含めたさまざまな防災の訓練をやっておるわけですが。その中で、1人でいたときに川が氾濫をしていたらどうするかという問いかけに対して、1人ででも安全な場所へ逃げるといふ子の割合が、当初40%であったのが70%に上がったというように、知識からそれが意識に高まるまで、現在の段階でその成果が一つ一つ上がっているというふうに、私たちとしては捉えております。

学校と家庭の連携の中で、7つの地域にそれぞれ学校だけではなくて、学校や園、それから行政機関が連携をして学校地域防災会議というものを立ち上げております。こういったところの立ち上げとそしてそこでの実践によって、家庭との連携のあり方、それから家庭と連携をして子どもたちをどうやって守っていくのかということについても、今後も力を入れていきたいというふうに思っております。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま御答弁いただきましたが、一つだけ、これは建設部長に要望でもございますけれども。

橋の上などのように逃げ場のないようなところにおいては、ほんとに、歩道と車道の分けだけ、しっかりとできるような状況だけつくっていただきたいと。そして、歩道等で子どもたちの姿を見るのに邪魔になるような障がい物等の撤去だけ、そのようなことは地域の協力で十分できることでございますので、その辺もあわせてお願いをしておきたいと思っております。

それでは、2点目でございますが、市内企業・商店の雇用と求職者の現状ということで、この点につきましてでございますが。

雇用促進とパート勤務というような点につきましては、きのうの2番議員の発言の中でも、お母さんの働く場というようなことで同様なような質問が出ておりましたので、重複する点もあろうかと思っておりますけれども、お伺いをしたいと思います。

まず、1点目に新卒者、今春の高校生、郡上高校、北高等の高校生の皆さんの地元への就職状況はどのようなものか、お伺いをしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。しばらくお待ちください。

商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 突然でございましたので、ちょっとうろたえまして、御無礼いたします。

この2月末現在ですが、市内の2高校と特別支援学校合わせて就職希望者は103名でございます。2月末では100名が内定をしております。97.1%というような内定率でございます。残り3名いらっしゃいますが、そのうちの2名の方も、さらに、今、企業の受験を進めておられるということでございますし、1名の方については、ちょっといろいろ事情もあって、親の方もちょっと就職については、少し考えているというような状況でございます。前年に比べますと、非常に順調な内定率ということでございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） 郡上市内への就職ということで。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） 内定者100名の中では、市内への就職は56名ということでございます。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

それでは、何か、突然やったようでもことに申しわけないですが、居住促進とパート勤務ということで改めて御質問させていただきますけれども。

人口減少を少しでも防ぐには、やはり転入者また居住者をふやし、郡上から出ていかせないということが重要でございます。また、地域商店街の元気の復活を図るにも、消費者の収入の増が必要であり、本議会に提案されているがんばれ子育て応援事業、ほんтоにより取り組みだと評価するところでございます。

そんな中でありましてけれども、よくお母さん方から聞く話が、やはり子育ての余裕のできた時間に働いて収入を得る場所がないかというようなお話がよく参っております。もう一点、議会だよりという議会で発行しております中で、クイズとともに投稿していただくその内容にも、この辺の働く場所、雇用の場というものがよくよく出てきておりますけれども。小さいお子さんをお持ちの親御さんが、旦那の都合で、こちらへ仕事に来ておるけれども、郡上の医療等、子どもを育てる環境がほんтоにいいので、仕事さえあればこのまま住み続けたいと、このように御意見を寄せていただいた方もございますが。

人口減少が著しい郡上市にとって、パート等あいた時間に働くことができる職場の提供が喫緊の課題と考えております。市内における企業、商店街、商店などの雇用と就職者の現状についてはどのような状況なのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（藪島由実君） そうした子育て世代の方々のパート勤務の状況ということだと思います。

ハローワークでは、毎月、統計数字を発表しておりまして、有効求人倍率等の数値を公表しておりますが。この数字というのは、そうした職を求める方という意味合いもありますし、また市内の企業がどのような事業活動をやっとなのかと、どう推移しとなのかと、そっちの意味もありまして、私どもではずっと注目をしてきとなるところでございます。

この1月のハローワーク岐阜八幡の発表したそうした数値でございますが、有効求人倍率は0.69倍でございます。これは、前年の同時期と比べますと0.11ポイント上がっているということでございます。

そして、その中で、パートタイム勤務の関係の有効求人倍率ですが、求人企業が人を求めるほうですが、165件、そして有効求職数、仕事を探すというそちらのほうですが、257件ということで、このパートタイム勤務の有効求人倍率というのは0.64倍ということでありました。つまり、パートタイム勤務の職を求める人1人につき0.64しか仕事がないということで、依然としてそうした求職の厳しい状況が見えてまいります。

それで、あいた時間を利用して勤められる職場というのはどれくらいあるのかというお尋ねですが。このことについては、ハローワークにおいても、求職者によって求める条件がいろいろなので、なかなかこれを数値、件数であらわすことはちょっと難しいというお話でした。

例えば、子どもを持つ女性が、子どもが保育園とか学校へ行っているそうした時間帯にパートタイムの働きをしたい、また土日には休みたい。そうした条件だったりしますと、やはり選べる職場というのはどうしても限られてまいりますし、また競争率も高くなるというような状況だと思います。

ハローワークでは、そうした求職者のそれぞれの希望する条件をいろいろと聞き取りをしまして、その条件に合う職場をできるだけ丁寧にあっせんをさせていただいているということでございます。

（15番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。

やはり、この数年来の不景気ということで、企業も商店もですけれども、雇用をしたくてもなかなか景気も悪くて雇用するだけの余裕がない、それでかえって家族だけでの営業というようなことにもなっておるかとも思うんですけれども。政権も交代しまして、アベノミクスに期待しながら、少しでも雇用がふえることを願っておるところでございます。

その次でありますけれども、企業誘致担当職員の設置ということでございますが、これは市長にお伺いするわけですが。

今回のこの中国木材の工場誘致には、やはり農林水産部また商工部において2人の職員といえますか、ほんとに専門に取り組んでくれて、毎月のように広島まで足を運んで、大変な努力、重労働であったろうと思っております。また、その間には、やはり、他の、こちらでの職もあるというようなことで、大変な苦勞をされたのではないかなというふうには思っておりますが。

しかし、今は、この中国木材が、どうにか、郡上への進出を決定してくれ、本協定まで結べたということでございますが。郡上市は、これにとどまることなく、次のまた企業誘致等も進めていく必要もあらうと思っております。

ただいまの居住促進とパートの問題、雇用の問題等も関係してくるわけですが、今後においても、積極的な企業誘致の働きかけが必要と思っておりますが。

この担当部で他の業務をこなしながらの、言ってみりゃ片手間と言いついていいのか、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうような勤務状況で、常にこの社会情勢とか経済状況を把握し、例えば誘致する候補地のいろんな地理的状況またその環境等も把握しておいて、誘致しようとする企業と接した場合に、その辺の市としての状況等を、優遇措置等を即答できるような、そういう専門職を設置し、この企業誘致というものを積極的に進めるべきでないかと思っております。

今回の中国木材においても、やはり、他の県内の市も積極的な動きがあったというふうにもお伺いしておりますが。決して、即座に結果の出る部署でないかもしれませんが、専門に携わる職員も必要でないかというふうに思っておりますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回の大型製材工場の立地については、今お話がございましたように、いろんな経過の中で、商工課長あるいは林務課長、商工観光部長、農林水産部長、そして副市長、この、今挙げました職員の皆さんが、いわば郡上市のこの問題に対するプロジェクトチームのコアメンバーという形になって、ほんとに頭の下がる思いがいたしますけども、よく対応してくれました。そういう中で、一応、現在までの経過になってるわけでありましてけれども。

御指摘のように、例えば、商工課の中に企業誘致対策官というような課長級ぐらいの職員を1人置くというようなのも、一つの考え方ではあるというふうに思います。

しかし、ここ、きのうから議論をしておりますように、本当に少ない職員の中で、郡上市の職員は、あれもやらないやいかん、これもやらないやいけないという中で頑張ってくれております。そういう中で、今後のことがございますので、将来にわたって断定的にどうということは言いませんが。こうした問題に対しては、今のような方式のプロジェクトチーム方式というようなものでやっついていかなければいけないのではないかというふうには思っております。

いろいろと対外的な情報の把握であるとか、あるいはそういった先方の、進出意向を持ってるような企業に対する訪問であるとか、そういったようなことについては、今年度設置をさせていただ

きました民間の企業誘致専門員という、嘱託という形で、大変経験豊かな方をお願いしておりますので、そういった方に一つはお願いをし。そして、対内的にといいですか、この郡上市の内部でいろいろ調整をしなければならないことについては、ただいま申し上げたような方式でもって対応をしてみたいというふうに思っています。

ただ、今後のいろんな機構の改革といえますか、そういうものの中で、御指摘のような企業誘致なりそういったことを専門でやれる職員を置くということも一つの考え方でもありますので、今後の課題にはしたいというふうに思います。

ただ、例えば、今回のそうした部内調整というものも、何かそういう特別の職員という形でなくて、商工課長であり、林務課長であるから、逆に言うとそうした調整ができるという側面もございますので。長短いろいろありますので、そういった点を総合的に考えながら、今後とも対応してみたいというふうに思います。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいま市長よりお考えをお伺いしましたが。

昨年12月21日に、我々、産業建設常任委員会と今、市長よりお話のございました企業誘致専門員の高木先生と1時間半ほどではございましたけれども懇談をさせていただいて、いろいろと資料っていいですかテキスト等を示していただいております。ほんとにわかりやすく御説明をいただきましたが。

やはり、先生の中からも、行政の中にもその片手間でやるんでなしに、専門的に携わってくれて、例えば一緒にでも動いて、即座に、戻って、庁舎で検討して戻ってくるというよりも、そのほうがアピールにつながると。相手への、いかに行政の姿勢が積極的に見えるかが、その辺も大切であるというようなお話も伺っておりますので。

どうか、市長におかれては、また前向きに御検討ばいただきたいと、かように思っておりますのでよろしく願いいたします。

そうしましたら、3点目の公民館活動の充実に向けてということでございますが。

これ、予算書を見していただいたら、25年度の予算書に公民館費、公民館活動費として4,821万6,000円。それで、専任主事賃金が600万円の増額で2,788万1,000円の計上がされておまして。これまで不足していると言われておりました3地区の公民館への専任主事を配置して、地区公民館活動を活発化し、充実を図る施策であろうと高く評価するところでございますが。

そもそも、公民館活動っていうのは、何か住民が与えられてする活動ではなく、参加することではなく、住民みずからが逆に主体となって活動することを公民館等で支援をしていくと、お手伝いしていくということでないのかなというふうに理解をしておりましたけれども。

今回ふやされる、またこれまでの専任主事が、地域の住民の活動にどこまで携わられるのか。専任主事の体制の強化による今後の公民館活動活発化を図り、また生涯学習活動の充実に向けての教育長としてのお考えをお伺いしたいと思います。

また、これも時間ございませんのであわせてお伺いしますが、地域活動を公民館活動等で活発化にし、また家族みんなで参加したり友達と参加しながら、そこで家族のつながりを深めたり人間同士のつながりを深め、また地域のきずながより強くなるような取り組みを講じていく、地域での子育て、教育というものを、普通の教え育てるという教育からともに育つという共育と読みかえていくと、公民館活動が支援の中心となって役割を発揮する、そんな地域における家庭共育、これも共育も、ともに育つでございますが、支援策についてもどのようにお考えか、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、専任主事体制の強化と、それから今後の生涯学習活動の充実、あわせて地域における家庭教育の支援についての施策についてお答えをしたいと思います。

最初に、専任主事を配置しましたが、それによる効果ですけれども、私たちはこのように捉えております。

一つは、情報提供あるいは情報交流、こうしたことが非常に活発に行われるようになりました。例えば、公民館広報を発行するですとか、あるいは専任主事会を毎回開くことによって、意見交流そして情報交換ができて、それを公民館活動に活かすことができたというふうに思っております。

もう一点は、コーディネーター役を務めておっていただきますので、いろいろな団体と公民館との連携が比較的スムーズに行えるようになりました。例えば、地区公民館と地区公民館の合同ですとか、あるいはシニアの会ですとか、あるいは自治会、そういった団体との公民館との連携っていうのが、今まで以上にうまくいくようになったというふうに思っております。

さらに、専任主事さんが非常に一生懸命やっただいて、新しい企画を出していただくと、こういったこともありまして、公民館活動そのものの活性化につながっているというふうに思っております。

少し、また、今回、私たちとしては体制の強化を願っているわけですけど。仮に、そういうことができるようになったとすると、あくまで公民館活動っていうのは自主的に推進するっていうことを基本にしたいというふうに思っておりますけれども。

専任主事としては、コーディネーターとしての役割をさらによく頑張ってください、先ほど申し上げた情報提供あるいは活動交流、そして各団体とのつなぎ役、それからいろいろなその企画、こういったことに力を入れることによって、さらに活発化すれば私たちとしては誰もが学ぶことが

できる公民館であり、地域の活動や地域の行事が活発にできる公民館であるというふうに、恐らくそういう方向に進むだろうと思っております。そういった方向で、今後も私たちとしても取り組んでいきたいというふうに思っております。

なお、家庭教育の支援ということにつきましては、私は、家庭教育として大事なことは、基本的な生活の習慣をきちんと家庭で身につけるっていうことであろうかと思えますし、社会に出たときにどのように社会とかかわっていくかという、そういう社会のかかわり方についてのベースでもあると思っておりますし。人と人とをつないでいくという、ある意味では人間関係を築いていくという意味での役割というの、家庭が果たす役割というの大きいと思えます。そうした生きる上で基本を、家庭教育では一人一人がそれぞれの家庭の家風の中で学んでいくということですけども。

それを公民館活動のかかわりでどう支援をしてくかっていうことになると、やはり公民館活動に参加していただくということが一番だと思います。親子で参加をしていただいたり、あるいは家族ぐるみで参加をしていただくということによって、その参加する活動としてはボランティア活動もあると思えますし、それから運動会とか文化祭とかっていったような行事もあるかと思いますが。そういったところへ家族で参加をしてもらうということによって、人と人とのつながりというのを学んでもらうということができるといふふうに思っております。

また、子育て講座を開設しておりますので、子育てに対する悩みとか不安といったものについては、その場で学ぶということができるよう思っております。

最近の公民館活動の特徴としては、中学生が公民館活動の企画段階から参加をしておりますので、そういう中学生が主体的に参加をするということによって、活動そのものも新しいものがさらに活発になっていくということを思っております。今まで、なかなかそういったことに参加が難しかった中学生が参加をするということは、これは、逆にまた家庭に帰っても中学生が家庭の中で果たす役割というの大きいといふふうに思っておりますので。

そういう意味で、今申し上げたようなことで、いわば、参加、参画によって家庭教育に支援を進めていきたいというふうに考えております。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ありがとうございます。今、中学生がそうやって大いに参加してくれるって、大変いいことだなというふうに感じておりました。地域性を活かして、また活発化するように願っておりますので、よろしく御指導のほどもお願いをしたいと思います。

最後でございますが、景観整備の促進というようなことで出しております、放置家屋への対策についてでありますけれども。

八幡町の北町地域は、一部地域を除き、国の重要伝統的建造物指定地域として、今後の景観整備がただいま計画中でありますけれども。市内全域を見た場合でも、農村の風景の中にあばら家あったり、清流沿いにも崩壊寸前の家屋等も点在しており、これ、12月議会におきましては、白鳥地域での空き家2件を例にとられての質問も出ておりました。

御多分に漏れず、八幡町内でも町なかにおける放置家屋、これは放置家屋といっても空き家とはまたいろいろと区別も必要などころではありますけれども、あります。観光客のみならず、やはり地域住民も不快な思いを感じ、また危険性も感じておりますし、衛生的にも決していい環境ではないと考えております。また、歩行者、子ども等の危険性も十分感じられるところではありますが。

以前に、環境的に悪いので、町なかの空き家に対する美化協力金をとったらどうやというような、郡上市始まって間もないころに提案しましたら、税の二重取りになるので、それはちょっと無理だというような答弁をいただきましたけれども。

市長は、さきの12月の議会におきましては、さきの質問者への答弁で、「5月から空き家対策の検討を命じた」との答弁をされておりますが。例えば、親族のわかる物件等には親族に協力を求め、また所有者の対応不可能なものについては強制的に対策をとるなど、景観また環境、安全確保の整備を図ることが必要かと思っておりますけれども。この放置家屋への対策についてはどのように進められていくお考えか、お伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、放置家屋への対策という御質問でございます。

全国的にも、郡上市においても、ほんとに放置家屋、空き家、廃屋というものは増加しておるとい状況でございます。それは、地域事情によって、多種のいろんな問題が発生しておるとい状況の中で、市としては市民の安全・安心な地域づくりのために、24年5月に庁内関係部のまず検討委員会を開催しました。

その中で、郡上市の中のその実態を知ろうということで、実態を調査するという中で調査しました。そこで、7月から9月にかけて自治会の御協力を得ながら、4項目ほどの重点事項をあえて調査しました。

まず、第1点は、ほとんど管理されておらず改善が必要なものと、それと2点目は、災害時等に倒壊及び破損により周囲に危険が及ぶような建物、3番目に、入り口や窓が破損しているなど進入可能な状態で、青少年等の犯罪の温床となるような建物、4点目は、ごみや産業廃棄物等が投棄されているところ、また周辺の衛生環境や景観によくないと思われるような。というような基本的に、この4項目を調査した結果、空き家総数が260件、そこで改善が必要と思われる建物は142件というような調査結果でございました。

この調査をもとに、いろんなまとめまして、平成25年2月に、市民の代表また道路管理者とかい

ろんな関係の方と、これは危険な空き家・廃屋対策懇話会の準備会なんですが、開催をしまして。この中で、意見としては、やはり条例等の制定というような御意見もございました。非常に、この問題においては個人の財産権という諸問題もございしますが、平成25年から本格的に懇話会を設置して、いろいろな問題解決のための手法を考えていきたいと思っております。

(15番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） よりよく環境整備ができますようお願いをしまして、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、渡辺友三君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 古 川 文 雄 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、10番 古川文雄君の質問を許可いたします。

10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 失礼をいたします。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、3点について質問をさせていただきます。なお、3つの質問に対しましてスムーズに終わることができそうですよう、御答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、2日目の一般質問の最後ということで、大変お疲れのところだと思いますけれども、しばらくの間、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、1点目でございますけれども、市職員の勤務状況と窓口業務改善要望についてでございます。

一市民として伝えてほしいという願いから、新年早々と3月上旬に2回も匿名ではがきと手紙が私のほうへ届きました。お二人の方とも、偶然に、厳しい雇用情勢の中での市役所職員のあり方、職員の異動についての御意見でしたので、このたびの一般質問で取り上げることといたしました。

御意見の主な内容は、お二人の意見の原文を引用しましたので、よろしくお願いを申し上げます。

「郡上市は、財政難から職員の削減に取り組んでおられる中、〇〇町を中心に——実際は町名は書いてありましたが〇〇町と報告させていただきますのでお願いします——市役所職員として共働きが多く、一家で3人も市役所職員がみえ、なおかつ、ともに役づきで勤められていると聞いております。合併前のある町村では、職員同士が結婚をするとどちらか1人が退職されていたと聞いております。最近の市の新規職員の採用において、現職の職員の家族が多く採用されている現状とお聞きをしており、余りにも腹立たしく、このような行政の郡上に住みたくない思いでおります。若い方々が郡上で職を得るために、市での就職が極めて厳しい中、何とかしていただきたい」、以上が寄せられた意見でございます。

参考までに、私、美並村役場の時代は大変お世話になりましたので、美並村時代の報告をさせていただきますと。美並村時代には、申し合わせによりまして、そういう夫婦で結婚した場合等々につきまして、親子の場合もですが、どちらかが必ず退職をしておったという状況でございますので、参考までに報告をさせていただきます。

そのような御意見を踏まえまして、夫婦、親子で勤められている方々の郡上市の採用、勤務状況はいかがでしょうか。なお、親子3人という意見もございましたので、そんな方も何世帯、何人おられるのでしょうか。

法的には問題はないというふうに思われますけれども、その状況を踏まえ、市民感情と物事の道理、いわゆるモラルとして、市長はどのように評価され、このような厳しい雇用情勢の中、今後若い方々が市役所職員を目指す窓口を広げるためにも、どのような判断、方針で望まれるのか、お尋ねをいたします。

1点目の2つ目でございますが、窓口業務は、地域に詳しい職員を配置してほしいという願いが、このたびの当初にも来ておりますが、近年の戸籍住民関係の発行時の手続を初め、窓口業務の対応のことと推察をされます。職員の対応についての指導はなされていることと思っておりますけれども、個人の方にしてみれば、そんなに役所を訪れる機会は多くなく、年に数回、市役所等訪れるのみではないかと思われますので、今以上のサービス対応の向上に努力をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。1点目、よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

長引く不況そしてまた厳しい雇用情勢とこういう中であって、ただいま匿名の市民の方のお手紙ということで読み上げられましたけれども、今の経済情勢、雇用情勢が、かくも、厳しい市民の皆さんの気持ちを持たせているのかなと思うと、胸が痛む思いがいたします。

昨今、ともすれば公務員バッシングというようなことで、片一方、経済界に対しては給料を上げろというような要請をしながら、片一方では、国家公務員も下げたので地方公務員も下げろというような、ちぐはぐな要請というものもされている、非常に割り切れない思いを持っております。

こういう厳しい情勢の中で、公務員はいいなというような思いを市民の皆さんが率直な感情としてお持ちであることは、理解できないわけではありませんけれども。そのことが、例えば共働きの職員を見て、このような職員がいる郡上市に住みたくないとも思われるようなことというのは、それは通常の、やはり公務員はいいなという感覚のもとに、例えば公務員に対する採用のときに、何か、縁故採用が行われてるんじゃないとか、いろんな、そんなバイアスのかかった思いも少しあるのではないかなというふうな思いはいたします。

そこで、郡上市の、今お尋ねでございますので申し上げます。現在、平成24年度におきます郡上市935人ほどの全職員の中に、夫妻ということで、夫婦で共働きの職員は58組ございます、2倍ですから116人でございますが。総職員数935人の中で見れば、12.4%ぐらいということでございますが。この中で、58組の中で、7カ町村、合併する前に既に御夫婦で共働きでいらっやって、現在も勤めていらっしゃる方が36組、あと22組は郡上市という一つの職場になってから、それぞれ若い人たちに出会いがあって結婚をされたものでございます。

それから、郡上市に合併をしてから採用をされた職員の中で、現に、親御さん、お父さん、お母さん、あるいはそのどちらともいう場合もありますが、が勤めておられて、職員として採用された職員は7名でございます。合併以来、採用した職員の総数は84名でございますから、その7人というのは8.3%ということでございます。

ただし、この7人の中で、看護師とか理学療法士とか、それから消防士といった、こうした特殊などといいますか資格も必要であり、あるいはなかなか採用するのに苦勞をしている職種の人たちがその7人のうちの4人ございます。したがって、全く事務職という形で、親御さんが現在市の職員という方は3人でございます。

しかも、現在、このことはしっかり申し上げておきたいと思っておりますけれども、市の職員の採用は、全て厳正な試験をして、誰が誰の子どもであるか、誰が、どの受験者の親は誰であるかということは、一切履歴書にも書かせておりません。そういう中で、厳正な学力試験、そして面接試験を経て、堂々と入ってきた職員でございます。

したがって、現在入っている職員が仮に親子関係があったとしても、それは、その受験者の能力、資質、そういうものをしっかり見きわめた上で、市の職員として採用をいたしております。

そして、こういうふうな形で採用した職員の中に、仮に、これだけ九百何人の職員の世界で、若い人たちの中で出会いがあって結婚というものがあって、そして共働きという形態をとったとしても、私は、そこに何ら責められるべきものは何もないというふうに思います。

そうした形で、結婚をしたらどちらか一方が退職をするとか、あるいはどちらか一方が役づきになったらどちらか一方がやめるというような申し合わせとか、あるいはそうした慣行というようなものは、あるいは過去においてはあったかもしれない。地域において、ワークシェアリングという考え方がありますから、お互いにそういう思い、そんたくをする中で、そうした形もあるかもしれないけれども。

今の男女雇用機会均等であり、男女共同参画社会であり、少ない人数の中で最大限の能力を發揮してもらって市政を運営していかなければならない、この状況の中で、この郡上市政の中で、そうした申し合わせであるとか遠慮があってはいけないと、私はそう思っております。市民の皆さんにそういう思いを持っておられるということは事実ですので、これを別に、共稼ぎの職員とか親子関

係がある職員に限らず、市民の負託に応えて、市の職員はしっかりやっとなという気持ちを持ってもらえるように仕事をする事のほう的大事であるというふうに思っています。

こういう職員の共働きの中には、夫は消防士、妻は看護師というような形で、日々、市民の生命を守っているようなそうした任務も負ってる職員もたくさんおります。そういう実態を私はよく知っていただいて、やはりそうした市民の皆さんに御理解をいただくということもこれは必要だというふうに思っております。

それから、窓口につきましては、できるだけ地域の実情を知った職員を振興事務所等へ配置をいたしておりますけれども。窓口業務の中で特に最近言われることは、いろんな証明書等をもらいに来られるときに、仮によく知っている間柄であっても、いろいろと成り済ましによる申請書とかそういうものの危険を防止するために、申しわけありませんけれども免許証を拝見しますというような形でやっておりますので。この点については、市民の皆さんの個人情報とかそういうものの安全を守るために必要な措置なので、これもよく御理解をいただきたいというふうに思います。

一方、職員は、よく、配置をされた地域の実情はしっかり勉強してつかむように、これは指導をしてみたいというふうに思います。

以上です。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりましての御答弁ありがとうございます。

多分、今、報告をいただいた件数としましては、58組の夫婦でも、116人っていうのは僕の予想より大きい数字かなというふうに思っていますことと。

今、市長さんとしては、こんなふうで、いろんな職種の関係も含めてということをおっしゃっておりますが、この文書の内容を見ましても、当然、そういうことも把握した上での意見というふうなふうに、僕はこの文面を見ますと書いてありますので、そんなふうに捉えていただきたいということとあわせて。

もう一つには、今はこんだけ厳しい雇用情勢の中で、若い方々が、この背景には、やっぱり正職員になられていない、いわゆる採用されていないという背景があったり、もう一つにおいては、今の郡上市の給与ベースというのを考えますと、昔の高度経済成長のころは民間のほうがよかったわけですけど、最近の市内のこういう雇用状況を見たときに、民間の会社より、むしろ公務員のほうがいいのかないかなという部分も、一面あるのかなと。そんな関係の中で、やっぱり、市民感情としてこんな御意見もあるのかなというふうに思います。

今、市長さん言われることは、当然、法的には問題ないことですし、ようわかりますけれども。今後におかれましては、市民のこういう御意見に対しまして、できるだけ、市民の方が納得してい

ただけるような御努力をいただければありがたいということをお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、2点目に入らせていただきますけれども、スキー王国づくりということにつきまして、2点目の質問をさせていただきます。

常陸宮賜杯の中部日本スキー大会が1月の27日から1月29日にかけて、高鷲町のスキー場において開催をされました。その節には本当に市長さん初め、関係各位の、教育長さん、また関係各種団体、関係職員の皆様、各種団体の皆様の格別の御尽力によりまして、成功に終わったことを心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

そんな中でございますが、郡上市は日本でも屈指のスキー場を備えておりまして、市内には、皆様方御存じの、11ものスキー場があるわけでございます。今大会に出場された岐阜県選手62名のうち、郡上市出身の選手は3名というふうに聞いており、大変寂しい思いをいたしております。すばらしい郡上のスキー環境の中で、郡上市からの選手の出場状況をどのように評価され、今後の選手育成方針はいかがでしょうか。

このような状況の中で、今後、将来への市内の選手育成を含め、スキーに親しむことが重要であるとともに、決してスキー人口が上り坂ではないというふうに思っております。そのような中で、スキー場のある地区の小中学生たちには、その、どこのスキー場に行っても、一シーズン5,000円とか優待割引制度があるように聞いております。この制度をぜひとも郡上市内全域の小中学生に、市内11のどこのスキー場に行っても例えば金額は、例えばですが、5,000円であるような方向を多くの小中学生の保護者から望まれており、意見を聞いております。

ただし、一方的にこれは申すことでなくって、相手でありますスキー場を運営されております方々の意見調整があるというふうに思っております。ぜひとも、来シーズンから適用されることを望みますが、いかがでしょうか。あわせて遠距離の小中学生の方々は保護者の方々が同伴をされますので、保護者への何らかの割引制度への適用等の御配慮がいただきたいが、いかがでしょうか。

あわせまして、最近、特設クロスカントリー常設コースの設置・整備を望まれる方が多くあるわけでございますし、先般の大会も市内から上位に入賞されておるわけでございますけれども、そんな中で、市民の健康増進、今後の選手の育成、また観光、郡上の観光振興に寄与することが、このことの大でありますので、一石三鳥の効果が見込まれるんでないかというふうに思います。コースの設置費は、そんなに多くの金額の投資にはかからないと思われまますので、ぜひとも市の体育協会、観光連盟、郡上市と一体となって、来シーズンに向けて、ぜひとも整備を望まれますが、いかがでしょうか。

もう1点、スキー関連でございますが、ことしの雪の降雪状況、まあ、昨年末からでございますが、大変、例年よりタイミングのいい降雪だったというふうに思いますけれども、今シーズンの市

内のスキー場への入り込み状況と近年との対比と今後の推移はいかがでしょうか。2点目、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（清水敏夫君） それでは順次答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、私のほうからはスキー大会における郡上市の出場の状況についての評価と今後の選手の育成の方針、あわせてスキー場利用のその優待についての、教育委員会としての狙いをお答えしたいというふうに思います。

まず、中部日本スキー大会の郡上の出場選手ですけれども、これは岐阜県選手団は62名ございましたが、その出身地別の内訳ですけれども、高山市が26名、飛騨市が21名、中津川市が4名、郡上市が3名、白川村が2名、その他の市町村が1名と、6市町村が1名となっております。

飛騨地域の2市というのが圧倒的に多いわけですが、やはりその背景は、伝統的にスキー競技についてのさまざまな条件というのが整っているというふうに、私たちは思っております。一つは、飛騨地域ではもう既に三度の国体を経験してスキー協会、それからスキークラブ等の組織が充実をしていること、それからもう1点は、そのスキー場や指導者などのさまざまなその地域の皆さん方の協力によって、ジュニアの育成が盛んであるということ、それから競技スキーに対する保護者の皆さんの理解と協力があること、こうしたことが挙げられるというふうに思いますけれども。

私は、その郡上市の選手3名、本当によく頑張っていたということをおもっておりますので、その点については高く評価をしたいというふうに思っておりますし、ほぼこの同時期に行われました国体のスキーの大回転のほうにも大学生で1人、それから高校生で1人、郡上の出身者が出場しておりますし、全国の中学校のスキー大会にも中学校の2年生の選手が出場しておりますので、全国レベルの選手も育てているというふうに思っております。

これを今後さらに育成をしていくということですが、現在、スキーに関係したスポーツ団体につきましては、ひるがのピアレーシングジュニア、それから、めいほうジュニアスキークラブ、高鷲中のスキークラブ、それから高鷲町クロスカントリークラブ、こうした団体がございますので、この団体に対して活動を支援する、そしてあわせて、その、郡上市のスキー協会のほうでいろいろな大会等の企画ですとか、あるいは講習会等も行われておりますので、そういった大会あるいは講習会に対しても支援をしていく、こうしたことを続けながら何とかその競技力の向上を図れないかというふうに思っているところです。

今回、中部日本スキー大会の開催で整備をされましたそのタイムの計測器ですとか、あるいはアルペン競技用のポール、それから練習用のクロスカントリーのスキー等の備品を整備いただきましたので、こうしたことも活用しながら競技力の向上に努めていきたいということをおもっております。何せその、小さいうちからスキーに親しむということが非常に大事だというふうに思っております

ので、小学校でのスキー教室につきましては、どの学校もこれからも実施をしていただきたいと思っておりますし、御意見にありました、スキー場に親しむという意味で、スキー場のその利用の優待制度につきましては、少しでも充実拡大を図っていただけるように、私どものほうからもお願いを続けていきたいというふうに思っております。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 2点ほど、お答えをいたします。

ただいま教育長のほうからも一部答弁ございましたが、スキー場の小中学生の優待ということでありますけれども、大変、スキー場関係者の御理解もいただきましたし、また観光課等で大変職員も尽力をしてくれまして、23年シーズンからはほぼ郡上市内のスキー場については市内の小中学生が、例えば一シーズン券5,000円というような優待が受けられることになっております。

この点については、特にスキー場の関係者の皆さんに感謝を申し上げたいと思いますが、ただ、若干の違いがございまして、例えば高鷲のスキー場では、高鷲の地域の小中学生については一シーズン1枚5,000円のシーズン券でどこのスキー場へ行ってもいいと。しかし、高鷲地域以外の小中学生、郡上市内の小中学生は一シーズン5,000円の優待券であるけれども、一つのスキー場にしか使えませんよと。だから、もう一つ行きたければ、別に5,000円のシーズン券を買ってくださいと、こういうような若干の違いがあるということで、御指摘のように、でき得れば、理想とすれば、郡上市内の小中学生が全部また同じような条件で、そうした、スキーに親しめるような条件ができればと思いますので、この点は、スキー場関係者の、今回ここまでいっただけでも並々ならぬ御理解がありましたので、またよくいろいろと御相談やらお願いをしまいたいというふうに思います。

それから、クロスカントリーの常設コースのことでありますけれども、私も今回の中部日本大会のときに、郡上高原カントリーのスキー、クロスカントリーコースへ行ってみました。大変な、私も、魅力あるスポーツであるというふうに思いますし、御指摘のように、スキーを履いたウォーキングのようなものでございますから、先ほどもウォーキングの話がありましたけれども、大変、市民の健康というような面でもいいというふうに思います。

しかしながら、このクロスカントリーの常設コースというのは、御承知のように、アップダウンはありますし、いろいろ直線コース、曲線コース、いろいろありますが、リフトを使ってスキーをするわけではありませぬので、リフト収入というようなものは一切ございません。そういうような意味で、どこの県もどこの地域も、このクロスカントリーの常設コースというものの維持には苦労をしている、まあ、採算がとれないわけですね。

そういう問題がございますので、確かに、そんなに経費はかからんやろうというふうにおっしゃいましたが、確かに、そんなにはかからんかもしれませんが、一方、コースができますと機械による圧雪であるとか、あるいはクラシカルというコースは鉄道のレールのように真っすぐ平行線の上

を滑っていくわけですから、そういう、カッターで切って、そういうコースをつくらなきゃいかんとか、まあ、いろんな問題がございます。

そういうような諸問題がございますので、これが郡上のスキー連盟だとか、それから郡上市内には現在、クロスカントリーをやっておられる方は25名ほどということでございますので、こういう裾野を広げていくということも必要だと思いますが、まあ、よく研究、御相談をしたいというふうに思います。

せっかく、郡上市にはクロスカントリーでさきの国体で優勝をされ、オリンピック選手でもある福田信子選手ですね、今、旗信子選手ですけども、そういった方もいらっしゃるので、このクロスカントリーというのも郡上のやはり育てていきたいスキーの一つの競技であるということは、私も思っております。スキー場の動向につきましては、商工観光部長から申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 商工観光部長 蓑島由実君。

○商工観光部長（蓑島由実君） スキー場の入り込みについて、いろいろ報告をさせていただきたいと思いますが、その前にちょっと1点、先ほどの市長が答弁いたしました、その、スキーのリフト優遇等の関係の中で、保護者の優遇ということについて、ちょっとつけ加えをさせていただきます。

保護者がやっぱり児童生徒をスキー場まで送り迎えをするわけですが、そちらについても優遇の措置をスキー場から御配慮をいただいております。学校で発行するその送迎証明書というのを持っていけば、その、児童生徒の送迎時に限っては保護者の駐車料金が無料になると、免除されると、そうした形もやっておりますので、つけ加えをさせていただきます。

さらに、もう一つ、また蛇足ながら申し上げますと、今のところの、小中学生がどれぐらい利用しておるかというところでございますが、この24年のシーズン、市内の小中学生2,371人のうち購入したのが578人、率にして24.4%、それから中学生については1,284人中143人ということで11.1%と、私どもの期待からはかなり低いものがございます。学校別に見ますと、ほとんどの生徒が買った学校もございますし、また、中には3人とか6人とか7人とかというふうに、地域とかその、いろんな温度差があるなということを思います。いろんな優遇をいただいたわけですので、ぜひ、まずは十分に活用していただくというところを、ぜひ我々働きかけていかなんかと思っております。

それから、市内スキー場の入り込みでございますが、このシーズン、3月10日現在で市内11スキー場への入り込みでございますが、132万9,000人ということで前年の同期が117万1,000人ございましたので、比較をしますと15万9,000人、率にして約13.6%の増ということでございました。

また、同じ時点でここ5年間の平均と比べてみましても、今シーズンは0.2%の増ということでございまして、今シーズンは好調な年であると言えるかと思えます。どうしても入り込みというのは気象条件に左右される部分が非常に多ございますけど、今シーズンは特に序盤からいい積雪があ

ったということでございますし、クリスマス連休あるいは正月連休など、曜日並びもあって非常に順調な入り込みでした。

それから、1月、2月もほどよい積雪があったということで道路のアクセスが非常に条件がよかったというようなこともあって、順調な入り込みだったということでございます。また、加えて申しますと、スキー場とか観光協会、ことしはまた例年に増してのそうした宣伝広告とか、あるいはターゲットを絞ったキャンペーンをやってきたという、そうした成果もあったと思っております。

今後につきましては、やはり若者人口の減少、それから若者世代の、そのスキー離れというの也被われておまして、全国的にもそうした現象というのはあると思っておりますが、全国の中でも郡上市はその減少の割合が非常に少ない、健闘している地域だということをお先般も、そうしたスキー関係者の方からの評価もいただいたところですが、これからも各方面の方策をもって、それからスキー場、それから観光関係者、それから行政一体となって、そうした活動、奥美濃スキー場群としての活動を行って維持をしてまいりたいと思っております。

(10番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 古川文雄君。

○10番(古川文雄君) 細部にわたりまして、それぞれ御答弁いただきました。ありがとうございます。特に、最初の関係の選手育成につきまして、教育長さんから細部にわたっての方向性をいただきましたが、さらなる御努力をいただいて、数年後には郡上から半数の選手が出るような方向に御努力がいただきたいというふうに思っておりますことと、また小中学生の優待制度につきましても、市長さん、また教育長さんから御配慮ある御答弁いただきましたけど、ぜひとも来シーズンに向けまして、11のスキー場を5,000円クラスで行けるような方向性を何とか御配慮いただきたい、御努力いただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、特に、これにつきましてもやっぱり我々だけじゃいかんと思ひまして、PTAにもぜひとも働きかけてもらったらどうかというお話も昨年末からしておりますので、郡上を挙げてそんな方向ができるとうがたいかと、子どもたちのためによりしくお願ひ申し上げます。

また、もう1点の、クロスカントリーコースの関係でございますが、これも採算面でということもございましたが、どうも聞くところによりますと、飛驒の今まで有名であったクロスカントリー場がどうも廃止されるんか、されたように伺っておりますので、ぜひともその方向性も郡上に設置いただけることによって観光にも選手育成にも、また健康増進にも結びついていくんでないかと思ひますので、ぜひともスキー王国づくりに向けて御配慮をいただきますようお願ひ申し上げまして、2点目の質問とさせていただきます。

3点目でございますけれども、若者定住、子育て支援の充実についてでございます。近年、少子高齢化が、今さら申すまでもなく、急速に進行しております。郡上市全体の高齢化率が2月1日現

在で31.2%というふう聞いております。市内の高い集落では、どうも聞くところによりますと、八幡町のある集落では高齢化率が86%、またもう一集落では61%という極めて高い集落が出てきておるといふふう聞いて、大変深刻な状況であるといふふう捉えておるところでございます。

そこで、若い方々が市内に定住できる環境整備には住宅が大きな要素を占めておると思いますが、やっぱり子育て支援の前にまず住んでもらわな子育てもないんだといふふう思いますので、その辺もあわせて願っておるわけでございますが。そんな中で、市営住宅の国の補助事業であります特別公共賃貸住宅事業という事業の整備の事業もありますが、この整備事業で整備された場合なんかによりますと、特に、サラリーマン世帯においては家賃も決して安くなって負担が多くなってきております。高いから市内の空き家ないかということで、私にも、依頼が昨年1年間だけでも3件ございまして、その都度、空き家の調査、照会、確保に努力をいたしたところでございます。

そんな中、御存じのように、住宅、ショッピング環境もよい美濃市、関市に利用される方々も多くなって、美濃、関から郡上に通勤されている方もふえておる状況でございます。ますます少子高齢化の進行と厳しい雇用情勢の中、若い方々が郡上市に定住できるためにも、例えば家賃の子育て世帯特別割引であるとか、もしくは助成制度の配慮、これにつきましては、市の住宅だけじゃなくて民間住宅にお入りいただいている方々についても御配慮いただきたいと願いますけれども、そんなことを願いますことと、また、南部地区におきましては住宅が不足しておりますので、民間との連携による住宅確保施策をぜひともお願いしたいが、いかがでしょうか。

あわせて、若い世帯の方々が一緒に住まれる場合に、どうしても家が古くなっておるといふようなことで、少しでも現代風の改修に伴うリフォーム助成制度の要望が、大変多くの方々から出てきております。郡上市内の若者定住、子育て支援のための住宅リフォーム事業の助成制度を創設されることによりまして、若者定住とあわせて、建築関係業界の活性化にも結びつきまして、一石二鳥の効果があるんじゃないかなというように思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、今年度の、新年度の予算に、子育て支援施策が各種御配慮される中、大変結構なことであるわけでございますけれども、特に、郡上市の財政がこのような厳しい中、また、今まで行政改革とあわせて、各種の補助金等がこの数年間にわたって見直しがされてき、カットされるなどの経過の中で、このたびこの高校生、いわゆる義務教育を外れた18歳までの医療費助成事業の実施予算を組まれたことにつきまして、背景と強い願いはいかがでしょうか。

また、支給方法につきまして、商品券を使用されるということでもありますけれども、医療機関受診から商品券利用までの具体的な手続方法、あわせて対象人員と概算予算はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。よろしく願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 答弁をお願いします。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたします。

まず、特に、子育て世代に対する住宅面での支援ということでありますけども、住宅に対する公共的な政策としては、御指摘のありましたように、市営住宅あるいはいわゆる特定優良賃貸住宅、その公共がやっつてるものを特定公共優良賃貸住宅ということで、略して特公賃というふうに言うところでございますが、これについては若干家賃が高いというのは御指摘のとおりでございます。

総括的にいいますと、こういう、例えば、特公賃というようなものを子育て世代の一定の世代に注目して、少しでも割引できないかとか、あるいはこういう公共住宅であれ、あるいは民間の住宅であれ、子育て世代に対して一定の家賃補助であるとか、そういうものができないかというような話、あるいはそういう子育てをしている家庭の、例えば勉強部屋であるとか、何かそういう意味で子育てをしていくために必要な住宅のリフォームについて、何らかの支援ができないかと、こういう住宅面において郡上市のその魅力を増して、若い人の定住を誘い込んだらどうかと、こういう御提言だと思います。これらそれぞれの施策については、全国においていろいろやっつてるところもございます。

こうした問題は、今回の、これから申し上げます、その、18歳までの医療費を何とか無料化するというのもやはりその子育ての保護者に対する支援であって、やはり総合的に勘案をしていく必要があると思いますので、その住宅対策についてもよく研究をしてみたいというふうに思います。

それから、ただいまお話のございました、今回、私ども提案させていただいておりますのは、これまでの中学までの医療費の無料化を満15歳に達した最初の年の、最初の4月1日から満18歳に達した日の3月31日に至るまでの間、要するに、満18歳までの方々について、ほとんどの方が高校に在学しておられる方が多いわけですが、その他の方も含めて、やはり医療費の無料化を支援してみたいと。そして、それについては市の商工会の発行する商品券ということで、あわせて商業の振興に資することにしたいと、こういうことでございます。

今回の予算は、現在、そういう意味で18歳の人口がおおむね1,455人ほどいらっしゃいますので、この方々に対して、これまで運営してきた小学校とか中学校の医療費の無料化の、それぞれ入院、通院における単価というものを参考にいたしまして、3,320万4,000円という経費を計上させていただきました。

これは、こういう、今回は窓口において払わなくてもいいですよということじゃなしに、一旦払ってくださいと、そのかわりそういういろいろな、領収書といいますか、その証明をするものを持ってきていただいて、一定の手続きを経て、私どもも審査をさせていただいて、そして、その、じゃあ、これだけの分を商品券として受け取ってくださいという御通知を申し上げますので、それを受け取って、市の商工会へ行って商品券を受け取っていただくということでございます。

これはただでやるのもちょっとということでございますので、年に3回、6月、10月、2月というような節目を設けて、その間までに受診をされた方の、そういう、領収書というものをもちいて、申請をしていただいて、そして市のほうもきちっとそれを見させていただいて、一定の、どれだけの商品券をお受け取りになれますという御通知をしたいというふうに思っています。

商品券ですから、500円未満のところは切り捨てて、市の商工会の商品券が500円単位でございますので、そういう形でやってまいりたいというふうに思いますが、いずれにいたしましても、これにつきましても、今、高校の卒業生、中学の卒業生、小学校の卒業生と、もう裾のほうへどんどん尻すぼまりになっていってる状態でございますので、現時点における所要額が著しくふえるなどということはずないだろうというふうに思っております。

私どもとしては、ぜひともそういう形で今回さらに上の大学等へ進学する父兄に対する支援策も持ちましたが、高校生に相当する年齢層を持っている保護者あるいは既に中学卒業して、そんなになかなか好条件の雇用ということはないと思いますが、有職少年といえますか、そういった方に対してもやはりこれを区別することなく、郡上市としては支援をしてまいりたい、こういう形で、私は育成された若い世代がこの次の郡上市を担ってくれるものだというふうに思っています。

(10番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 細部にわたりまして、御答弁いただきましてありがとうございます。いずれにしましても、若い方々が、多くの方々が住んでいただける若者定住と、また郡上の元気のため、ぜひとも活発になるようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、古川文雄君の質問を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） これで、本日の予定は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦勞さまでした。ありがとうございました。

(午後 3時55分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      清 水 敏 夫

郡上市議会議員      武 藤 忠 樹

郡上市議会議員      尾 村 忠 雄